

第29回

新JICAの環境社会配慮ガイドラインの検討に係る有識者委員会

日時：平成21年9月3日（木）

場所：JICA研究所 大会議室

【学識経験者】

原科 幸彦	東京工業大学大学院総合理工学研究科環境理工学創造専攻教授
堀田 昌英	東京大学大学院新領域創成科学研究科国際協力学専攻准教授
松下 和夫	京都大学大学院地球環境学堂教授
吉田 恒昭	東京大学大学院新領域創成科学研究科国際協力学専攻教授

【NGO】

木村 信夫(ご欠席)	ブリッジエーシアジャパン 技術部長
清水 規子	国際環境 NGO FoE Japan 開発金融と環境プログラムスタッフ
高橋 清貴(ご欠席)	日本国際ボランティアセンター調査研究・政策提言担当
満田 夏花(ご欠席)	特定非営利活動法人 メコン・ウォッチ政策担当

【産業界】

中 博一	社団法人 日本貿易会経済協力委員会副委員長（伊藤忠商事株式会社 機械貿易総括室長代行）
高梨 寿	社団法人 海外コンサルティング企業協会専務理事
千吉良 久暢	株式会社 三菱東京UFJ銀行ストラクチャードファイナンス部プロジェクト環境室上席調査役
中山 隆	社団法人 海外建設協会常務理事

【政府関係者】

佐藤 勝	外務省国際協力局事業管理室長
高見 博(代理出席：佐々木 啓介)	財務省国際局開発企画官
大村 卓(代理出席：川 亜起子)	環境省地球環境局環境協力室長
山浦 崇	経済産業省貿易経済協力局資金協力課企画係長

【事務局発言者】

天田 聖 JICA 企画部業務企画第二課課長

杉本 聡 JICA 審査部環境社会配慮審査第一課課長

【事務局以外の JICA 発言者】

植嶋 卓巳 JICA 企画部次長

岡崎 克彦 JICA 審査部部长

午前9時30分 開会

開 会

○原科座長 おはようございます。9時半になりましたので開会いたします。おおむねおそろいでございます。

本日は第29回目でございますが、できればきょうのこの回あたりで一区切りつけたいと思います。

議 題

(1) 異議申立手続要綱案について

○原科座長 本日は、異議申立手続要綱の内容について検討したいと思います。この件に関しまして、前回議論したような手順で作業をしてもらいました。事務局のつくりました案がお手元でございますが、事前にお送りいただいております。まずこの内容について御説明をいただきたいと思います。

それでは、事務局、お願いします。

○事務局（杉本） 皆様、おはようございます。お手元に配付させていただきました異議申立手続要綱でございますが、この内容につきまして事務局から簡単に御説明させていただきます。

○原科座長 済みません。ぱっと終わらせたいと思って慌ててしまいました。委員の交代

がございましたので御紹介します。どうぞ。失礼いたしました。

○佐藤委員 外務省の北村の後任になりました、事業管理室長をやっております佐藤勝と申します。どうぞよろしく申し上げます。

○原科座長 それから、きょうは環境省の大村委員のかわりに中川さんが来ておられます。それでは、改めて御説明をお願いします。

○事務局（杉本） それでは、お手元の資料に沿いまして説明させていただきます。

ガイドライン本文と同じような形で三段表を作成させていただいております、一番左側でございますのが今回事務局で作成させていただきました素案でございます。真ん中にありますのが現行 J I C A の異議申立制度。右側が J B I C の異議申立手続要綱。備考には、これをごらんいただく際の参考になるであろうということを書かせていただいております。

全体の構成でございますが、どちらをベースにするかということも当初検討いたしました、事業本体をも含んで異議申立の手続がつくられていくということを検討いたしました、現行 J B I C の手続要綱を基本に、あとは J I C A の異議申立制度設置要綱の中から、これは必要な、これはあった方がいいかなというものを必要な箇所に加えていくという形で作業をしております。その主な点を備考に書かせていただいているということで資料を作成しております。

それでは、内容に入らせていただきます。箱で区切っておりますセクションごとに説明させていただきます。

まず1で「趣旨」を書かせていただいております。これは基本は現行 J B I C の前書きの上の黒丸を使っております。ここで1つ、名称につきましてどうしようかと。具体的には現行 J I C A のものと J B I C のものとどちらがいいだろうかとということで検討しましたが、なかなかどちらかということもありますので、この資料の中ではスラッシュで並列に書かせていただいておりますが、どちらがこの新しい制度のもとでふさわしいか、委員の皆様から御意見をいただければと思っております。ただ、いずれにしても、「環境ガイドライン担当審査役」、「異議申立審査役」ということで、文中では、以下「審査役」という短縮形を用いて表記させていただいております。

2の「目的」につきましては、基本は J B I C のものをベースに作成しております。

3の「基本原則」、これは J B I C のものに出ているものを基本そのまま入れさせていただきます。具体的には独立性、中立性、効率性、迅速性、透明性となっております。

して、JICAの設置要綱の中でも基本的にはこういった考え方でつくられていると思っておりますけれども、それをより具体的に明示しておく方がよからうということで、ここで原則を書かせていただいております。

次のページをごらんいただきまして、4の審査役について書いてある箇所がございます。ここもベースはJBICのものでございますが、多少モディファイしているところがございます。

まず(1)でこの審査役の位置づけ及びニーズ等を書いております。独立した機関として位置づけるということは現行と変わりございませんが、人数をどうしようかということで、現行JBICは2人置くということでございます。現行JICAは3名を配置するというのですが、実員は2名ということで、人数をどうするかということでございます。ここでの案としては、「2名ないし3名」ということで書かせていただいております。これまでの実績等々を見ますと、当初から3人でいくのはどうかというところも考えまして、当初は2名でスタートということでもいいのではないかと。ただ、状況に応じて、余りそうあってほしくないというところはあるのですが、仮に必要であれば人数をふやせるということも考慮しまして、「2名ないし3名」という書き方をここではさせていただきます。

(2)で書いておりますのは審査役に求められる要件ということで、ここはJBICのものをベースに、JICAの記載も加味して書かせていただいております。基本的なラインは変わっておりません。

選考手続についてJBICの方で少し詳しく書いてございましたので、(3)ということでそこは使っております。

(4)は任期の件でございまして、現行はJICA・JBICとも原則2年間、1回に限り再任されることができるという形になっておりますが、振り返ってみますと、2年というのは結構短くてあっという間に過ぎてしまう、1回再任させていただいても4年で終わってしまうということで、今回のガイドラインでは、途中でも見直しはございますけれども、トータルとしては10年間をめどに使えるものということで御検討いただいたのですから、その半分にも満たないということですのでちょっと短いのではないかなと考えまして、今回これを1年延ばしまして、任期を原則3年、それで1回に限り再任ということで、最長6年間お願いすることができるという形で記載しております。特に円借款事業の場合ですとプロジェクトサイクルも長くなっておりますので、多少長目に同じ方に見て

いただくということは意味のあることではないかなと思っております。

(5) の担当の仕組みは現行 J B I C のものと同じでございます。

ページをめくっていただきまして 3 ページでございます。5 で「審査役の権限と義務」ということを書いております。

(1) につきましては、基本は J B I C のものと同じ形で書いております。ただ、今回の審査役につきましては、勤務形態としては非常勤の形を想定しておりますので、J B I C の上の黒丸の一番下のポツですけれども、これは常勤で来ていただくということを前提に書いたこともありますので削除しておりますが、その他は基本的にそのまま使わせていただいております。

(2) で義務ということで書かせていただいておりますが、ここは J B I C のものに加えて J I C A の方で 2 つ、具体的には 1) の職務を誠実に遂行するという点と 3) の情報の守秘義務でございますが、この点が記載されております。これも義務ということではある意味当然ではありますけれども、必要な事項ということで J I C A の内容を使用させていただいております。

6 の「対象案件」は、1) ～ 5) ということで具体的に並べて記載しておりますけれども、これはガイドラインの対象になっているスキームと同じ形で書いております。ガイドラインと同じということではあるのですが、このドキュメントだけでもきちんとわかるようにということで、あえてここに具体的な名称を書かせていただいております。

7 の「申立人の要件」、ここは (1)、(2) とともに現行 J I C A ・ J B I C 共通の内容になっておりますので、それをそのまま使っておりますけれども、内容をよりクリアにするということで、「ガイドラインの不遵守の結果として」というワーディング、それはもともとその意味で使っておりましたが、J B I C のものに J I C A のものから取ってつけ加えるという形になっております。

資料をめくっていただきまして、4 ページでございます。「異議申立の期間」について書かせていただいております。ここはちょっと書き方が現行のものから変わっておりますけれども、対象になるスキームが複数あるということで、その性格に応じて (1) ～ (3) ということで書き分けさせていただいております。

(1) が有償、あと J I C A が担当する無償、あと技術協力プロジェクトということで、件数的にはここが大半を占める形になるかと思っておりますけれども、これにつきましては、業務フローでいきますと、一番最初の段階、即ち協力準備調査を始める前、もしくは、有償

ですと要請を受けた後に J I C A でカテゴリ分類を行いまして、これをウェブに掲載するということが情報公開いたしますが、そこをスタート地点といたします。基本的には案件が終了するまでということにしておりまして、終点の考え方は現行 J B I C と同じですけれども、開始の時点、これは1年ほど前の委員会でもいろいろと議論をいただいたところですが、J I C A がこの案件について検討しようという意思表示をした段階からということで上はかなり上げているということで検討いたしました。「また」ということで、ガイドライン上のモニタリング結果の確認をしている期間において、J I C A の行為としてのモニタリング結果の確認に係る規定不遵守を指摘する異議申立が可能ということが書いてございます。これは現行 J B I C のものをそのまま使っております。

これが有償、無償、技プロに関するもので、続きまして、(2)と(3)は、J I C A の方で調査部分だけを担当するものでございます。

(2)は、J I C A が調査を行って外務省で本体を行う無償資金協力のケースでございますが、始点としましては調査を行う前にカテゴリ分類結果を情報公開するところということで、ここは(1)と同じところを起点にしております。この終点をどこにするかということで、当初事務局で検討したのは、現行と同じような形で、基本設計調査報告書案概要をウェブに掲載してから1カ月間なり、この期間について御意見をいただいておりますが、ここではブラケットで囲んでおりますけれども、ある程度期間が経過するまでということで検討してはいたしましたが、この隅括弧でありますのは、きょう N G O の皆様から御意見をいただいておりますが、その中にも入っておりますけれども、もう少しこれを後ろに下げた方がいいのではないかとということで、具体的には最終報告書がウェブサイトに掲載されるまでという御意見もいただいておりますので、そちらを書かせていただいております。実際の作業を考えますと、事務局の原案よりもこちらの方がタイミングとしては後ろになってきますので、内部でオペレーションの関係もいろいろと検討いたしました。こういった形で終点を後ろに下げるといっても対応できるのではないかなということも考えております。

(3)は開発計画調査型技術協力、本体事業として調査を行うケースになっておりまして、これは実際に今でも国同士の約束をした後に案件が採択されて事業が開始されるという形になりますので、その合意文書の情報公開以降、最終報告書案概要がウェブサイトに掲載されてから1カ月が経過するまでというのは当初の終点ということで、現行と同じような形で考えておりましたけれども、こちらにつきましても同じような御意見をいただい

ておりますので、(2)と同じく、最終報告書がウェブサイトに掲載されるまでということでもよろしいかなと考えまして、委員の皆様の御意見をいただければと思っております。

9は「申立書の内容」で、申立をする場合にはどういったことを書かなければならないかということを決めておりますけれども、基本的な考え方はJICA・JBIC共通でございます。より内容を詳しく規定しているのはJBICの方でございますので、今回はそれをベースに検討しております。てにをはの修正等々はございますけれども、基本的に内容としてはそのまま使っております。

ただ、追加した点としまして、5ページの3)の2つ下のポツにプロジェクト名というのがございまして、統合に伴い対象事業がふえたということで、同じような対象で技術協力なり有償なり無償なりを組み合わせて実施している、結果的に同じようなサイトでやっていることもあり得るということを想定しまして、より案件の同定がしやすいようにということで、提供いただくことを想定する情報を項目として追加したという形にしております。あとは、そういった国名から始まる案件の情報に加えまして、現行でもございまして、何が不遵守だと考えられるのかといったことですか、その結果どういった形で被害なりが発生した、もしくは発生する蓋然性が高いというような状況に至ったのかですか、この申立に先立ちまして相手国とJICAでできるだけ対話を行いまして、それでも話がかたくなにならなくなった場合にこの制度でというのを基本的な考え方としているものですから、具体的には、8)、9)でありますように、どういったダイアログなりディスカッションをしてきたのかということを書いていただく項目を設けております。

6ページに行っていただきますと、10で「異議申立手続のプロセス」を書いております。ここでは、両括弧をざっと見ていただきますと、大まかにどういう段階で物事が進んでいくかということを見ていただけるかなという構造になっておりまして、その中で片括弧で、具体的にどういったことが必要であるのか、どういったことが審査役には可能であるのかといった細かい手続を規定させていただいております。

大まかな流れを申し上げますと、まず(1)にありますように申立書の提出がございまして、(2)でそれを受領したということをもまず審査役から通知する。そこでいきなり調査に入るわけではありまして、途上国で実施する事業ですので内容が一部不明な点が残っているケースも想定される、または申立の内容が本当にこの趣旨に沿っているのかということも検討する必要があるということで、(3)で予備調査という段階を設けております。そこで内容の確認をした後に、具体的には(4)、6ページの一番下でございまして、

手続の開始の決定をして具体的な手続に入っていくという形でございます。ここは右側でございます J B I C の「異議申立手続のプロセス」を基本に、内容の確認をしつつ原則そのまま使用して内容の構成をしております。ただ、1カ所変更といたしますが、この全体のドキュメントの中では場所を移したという形になっておりますが、6ページの J B I C の欄の2「予備調査」の黒丸の3つ目で濫用防止の観点からチェックを行うということがございまして、そこに5つほど例を挙げておりますけれども、これは内容としては、こういったことがあれば具体的にどうチェックするのかということになってきますので、実はこの要綱の別添資料になってございますけれども、こういった点も含めまして、形式から、要件から、対象プロジェクトがどうなのかというのをチェックボックスで確認していくようなフォーマットをつけております。ちょっと飛んで飛縮でございますが、14ページを開いていただきますと、そこから下、15ページ、16ページにかけまして、主なポイントを審査役の方にチェックしていただくのに便利な形式でチェックリストをつくっております。こういった具体的な箇所はこちらの方に持って行って、こういったケースが出てくるようであればここでチェックをしていただく。具体的には、16ページの(リ)に「濫用の防止」ということがございまして、こちらの方に内容は移動させていただいております。ですので、ここは少しすっきりした形になっておりますが、そういった形での整理を行っております。

ほかの点につきましては、基本的に大きな変更は行っておりません。タイミングとしましても、まず予備調査を大体1カ月程度で終わらせる。手続に移りまして、基本は3カ月で行う。ただし、必要がある場合には、状況に応じて2カ月の延長が可能ということで、トータルでは調査期間は最大5カ月ぐらいになることも想定してございます。予備調査も含めて大体半年以内には審査役の調査結果を出していただこうと考えております。

資料の8ページをごらんください。11で「理事長への報告」というものを挙げております。審査役は組織的には理事長直属という形になっておりますので、検討結果につきましても直接理事長に報告されるという形式をとっております。(1)以下につきましては、それまでの調査で検討した結果について具体的にこういったやり方、形式で報告を行うかという手続をこの中で記載しております。これも基本は現行 J B I C の手続要綱を使っておりますけれども、内容を明確にするということで「報告書において」というものを(2)以下に書き加えておりますが、これはもともとそういった形を想定しておりましたので、それを明確にするということで記載しております。

9 ページをごらんいただきますと、真ん中に 1 2 というのがございますが、審査役の報告書が出ました後 1 カ月以内に、事業担当部署から、その報告書を受けてこの判断についてどう考えるかという意見書を理事長に出すことになっております。これも現行と同じでございます。

1 3 でそれを受けまして、最終的に理事長から、その調査結果及び担当部署の意見を踏まえまして、この事態に対してどういう対応をとっていくかという指示を行うという形で規定しております。

以上が一連の手続になってまいります、このプロセスに関しまして、1 0 ページの 1 4 をごらんいただきますと、手続の透明性ということを原則として頭に出しておりますが、これに関連して情報公開の規定を（1）以下に記載させていただいております。基本的にはポイントポイントでその検討結果なり意見書について公開していこうという前提でつくっております。基本は J B I C のものから持ってきておりまして、J B I C の情報公開の一部につきまして前半部分とちょっとダブリがあるということで、その部分は削っておりますけれども、全体としては同じ内容を担保する形で書いております。

次に 1 1 ページ、「事務局」について記載している箇所がございます。基本は、いろいろな業務は審査役の方にやっていただくのですが、その実務的な処理も含めまして、事務局を置くということを、これまでの要綱と同じく規定しております。J B I C の場合、こういった事務局を設置して審査役の方に常勤ベースでいていただいたということもありません。具体的な人数も書いてございますけれども、ここで今考えておりますのは非常勤のスタイルということで、J I C A の書きぶりにあります「数名の J I C A 職員から構成される」という表現を今回の案の中では使わせていただいております。

最後、1 6 でございますが、こちらは「見直し及び経過規定」ということを入れさせていただきます。

ここまでが本文の内容になってございます。

1 2 ページ以下は別添の資料ということで、現行のそれぞれの設置要綱にも書いてございますが、1 2 ページにございますのは申立書の例、受理通知の例、1 3 ページをめくっていただきまして、手続開始通知の例、1 4 ページは却下を行う場合の通知書の例、先ほど御紹介させていただきました審査役による検討結果の例、1 6 ページは申立人への審査役報告の通知例、1 7 ページが審査役による報告書の骨子例、あと、審査役の方には年次報告書をつくっていただくという規定もございますので、その骨子例も 1 7 ページに記載

しております。これはJICA・JBICどちらにもございますけれども、JBICの方が比較的詳細に規定しているということもございまして、そちらの方をベースに検討しております。備考に特に記載のない限り現行JBICのものを使用してここに記載しているという形になっております。

事務局からの説明は以上でございます。

○原科座長 ありがとうございます。

今御紹介いただきましたようなことで、基本はJBICのものをベースにしまして、JICAのものと合わせてこのような形で作っていただいております。

それでは、御意見をいただきたいと思いますが、順番にいきたいと思います。まず「趣旨」のところはいかがでしょうか。

○吉田副座長 基本的にはこれまでのJICAとJBICの異議申立制度をベースにつくったというのはわかるのですけれども、これまでのJICA・JBICにあった異議申立制度で具体的にどういう案件があつて、どういう経験があつて、どういう教訓を学ばれたかというものも含めて入っていると理解してよろしいのですか。例えば、具体的にJICAで何件あつたとか、こういうことで苦勞したとか、JBICでは何件ぐらいあつて、ここでこうなつたとか、何かそういう報告があると安心するのですけれども。

○事務局（杉本） 実績を御紹介させていただきますと、JICAの申立に関しましては、これまでの実績は0件でございます。特に申立がなされたことはございませんでした。

JBICにつきましては1件だけございましたけれども、予備調査で内容について検討していただいた結果、この趣旨に沿うものではないということで、その時点で却下しております。1件ありましたけれども具体的な手続には入っていかなかったというのが実際のケースでございます。

原科先生、もし何か補足がございましたらお願いします。

○原科座長 おっしゃるとおり、JICAは何もありません。だから、私は審査会を時々どきにくぐらいでやることはなかったのですけれども、JBICの方は松下先生が御担当ですね。少し御紹介ください。

○松下委員 1件ということですが、今紹介いただいたように、予備調査の段階で対象としないという判断になりました。

全体的な評価としては、環境ガイドラインの手続があり審査がされているということで、異議申立はいわば最後の砦と申しますか、非常に問題があつて、最後の救済措置として機

能しているということで、途中段階における対応によって問題が解決されている例が多いのではないかと考えています。

○原科座長 どうもありがとうございました。

JICAもそうですね。これまでのところは、こういうプロセス、システムがよく機能した結果、異議申立は出ていないのだと思います。

もう1つは、JICAの案件の場合には事業より随分前の段階ですから、そういったこともございまして、時間的なこともあるかと思いますが、そんなことで現在は出ておりません。

そういうことでございますので、先ほどの作業の経過は現行の要綱をベースにしまして、それぞれのいい点をとるような形で、できるだけ先に進んだいいものにしたいという考え方で案をつくっていただきました。

○吉田副座長 それに関して、この場で聞くのは適当かどうか分からないのですが、たしかコタバンジャンの事例はそういうメカニズムではなくて、直接裁判所に行ってしまったケースですよね。たしか来週判決が下ると聞いていたのですが、ああいう事例が出てきてしまうと、少なくとも一般の人たちにとっては、何で直接裁判に行ってしまうのかなど。あるいは、我々が考えているようなこういう異議申立制度というものがあれば、そこが通ればそこへ行く手前でもうちょっと建設的な解決が可能だったのではないかと。我々が今やろうとしている異議申立制度の視点から見るとコタバンジャンのあの裁判事例はどのように位置づけるのか、ちょっと整理しておいた方がいいのかなど。

○原科座長 それはそうですね。そういう裁判に行かないで、法廷外の仕組みとしてこれは用意しているわけですから、吉田先生がおっしゃったとおりでございます。

では、もし可能であればこの事例を少し御紹介いただくといいですね。どういうことで異議申立ではなく裁判に行ってしまったのか。本来はその裁判の前にこの手続で対応していただくことが大事なのです。対象外だったのか、あるいはこの異議申立手続の対象であるのか。対象外ですか。

○事務局（天田） タイミングといたしまして、コタバンジャンは円借款承諾が1990年代頭ではなかったかと思えます。

○原科座長 では、タイミングの問題で対象外であったということですね。

○事務局（天田） そうです。

○松下委員 あと、一般的な整理として、まず第1は当事者間で紛争を解決するというの

が一番望ましいですね。それから、それ以外の解決方法として、直接各国の国内における裁判制度とか救済制度によって紛争が処理されるということもあります。環境ガイドラインの異議申立は環境ガイドラインの手続における瑕疵なり問題点があることを理由とした訴えですから、直接重なる場合と違う場合とがあるのです。どちらが優先されるかというのはケース・バイ・ケースだと思います。

○原科座長 そうですね。セーフガードということで考えていますから、できるだけこのガイドラインで対応できればいいと思いますが、おっしゃるように、もちろんそうではない場合もあると思います。

それでは、「趣旨」のところで、まず「異議申立審査役」と「環境ガイドライン担当審査役」という名称に関して。

松下委員、どうぞ。

○松下委員 業務を直接表現するとすれば、ちょっと長いのですが、「環境ガイドライン異議申立審査役」というのが一番いいかなと。「環境ガイドライン担当審査役」ですと環境ガイドラインの全体を担当する印象がありますし、「異議申立審査役」だと何の異議申立かわかりにくいという感じがします。

○原科座長 そうすると、今の御説明ですとむしろ「環境社会配慮ガイドライン」の方がいいのかな。「環境ガイドライン」だと環境だけみたいだけれども、「環境社会配慮」だから、もうこのガイドラインの名前そのものを使って「環境社会配慮ガイドライン担当審査役」と。随分長くなってしまいますね。「ガイドライン担当」ではおかしいですね。

「環境社会配慮担当」かな。余り長いと後で困りますよね。異議申立制度だから、「異議申立審査役」というのはJICAの表現です。どちらにしましょう。私はJICAとおつき合いをしてきたので、「異議申立審査役」で私自身は違和感はありませんけれども、それぞれの経験によって違いますので。「環境社会配慮ガイドライン」の方がよろしいでしょうか、どうでしょう。ですから、第3案は「環境社会配慮ガイドライン担当審査役」。随分長くなってしまいますけれども。

特に御意見はございませんか。

○清水委員 この言葉の持つ印象ですけれども、「環境ガイドライン担当審査役」ですと、この審査役は環境ガイドラインを審査するというような印象がありますけれども、「異議申立審査役」ですと、申し立てられた異議に対してそれを審査するという印象がありますので、後者の方がよろしいのではないかと思います。

○原科座長 なるほど。異議申立制度における審査役だと。

○清水委員 ただし、そんなにこだわるところではございませんので。

○原科座長 名称は短い方がいいですよ。情報処理上、後でいろいろ面倒くさくなります。だから、私は「異議申立審査役」の方がコンパクトでいいかなと思いますけれども、いかがでしょうか。

○松下委員 ちゃんと説明を書いて「異議申立審査役」とすればいいと思います。

○原科座長 そうですね、中身を。今おっしゃったとおりだと思います。前に「「JICA環境社会配慮ガイドライン」の遵守を確保すること等を目的として」と明確に書いてありますので。異議申立制度ということなので、名称は「異議申立審査役」ということにいたします。よろしいでしょうか。

それでは、次に「目的」のところに参加します。この記載の部分について何か御意見はございますでしょうか。

私は御説明をいただいている気になったところがありまして、1番のところですが、「JICAによるガイドラインの遵守」というところは、ガイドラインは上に出ているからいいのかもしれないのですが、やはり明確にするためには「環境社会配慮ガイドライン」と「環境社会配慮」を入れた方がいいのではないかという感じがしましたが、いかがでしょうか。

○事務局（天田） 冒頭で、括弧で（以下「ガイドライン」）とさせていただいておりますので。

○原科座長 それではいいですね。失礼しました。

よろしいでしょうか。

では3番目、「基本原則」

○清水委員 済みません、1点だけ。この「目的」のところ、旧JICAのガイドラインにあった（2）の「調査結果を協力事業に反映すること」というところが原案には含まれていないと思いますけれども、その趣旨がありましたら教えていただけますか。実質的に協力事業に反映することということは、この手続要綱の全体を見れば読めるのですが、この「目的」のところ、確かに現在のJBICをベースにしたのでということだとは思いますが、一方で、この「反映すること」ということも重要なのかと思いましたので、お願いいたします。

○事務局（杉本） この件につきましては、特に意図的に除いたつもりはなかったのです

けれども、最終的にこの（２）の後段で、いろいろと当事者間の対話を促進して解決策を見出していくという中で、協力事業の中で必要に応じて具体的な対応をとっていくこともあり得るだろうということを含めて読めるかなど、比較対照したときには考えまして、今のJ B I C案をそのままここに入れさせていただいたということにしております。

○原科座長 そうしますと、ここに加えて明記しておいた方がいいですか。それともこのままでよろしいでしょうか。協力事業に反映するというを明記した方が建設的な感じはしますね。ただ紛争処理だけみたいなのよりは、前向きな印象を与えたいと思います。この部分はいかがでしょう。ほかに御意見ございますでしょうか。清水委員、いかがですか。今の御説明で納得したのか、それとも明確にした方がいいか、どちらでしょうか。

○清水委員 もう一度読んでみましたら、原案の（２）の２行目に「その迅速な解決のため」と書いてありますので、何か問題があったときに調査結果を協力事業に反映して解決するというは、広くとればここで読めるのかなとも思ったのですが、明確に書いた方がベターだとは思いますが。

○原科座長 そうすると、１項目ふやして表現するのか、あるいは（１）か（２）のどちらかにフレーズをふやすか、どんな格好の表現がよろしいですか。

これは場合によるのですね。従来のJ I C Aの場合は案件形成段階だったので、その将来の協力事業ということですが、今度のガイドラインではいろいろな段階がありますから、協力事業実施中だと少し様子が違うんですね。だからなかなか難しいですね。

○J I C A（岡崎） J I C Aの審査部長の岡崎でございます。

この点は、調査結果が出た後、J I C Aが具体的にどうするかということについては、理事長の指揮のもとで具体的に細かく規定があるわけです。一方で、調査をした結果、異議申立の要件を満たさないという場合もあるわけで、そうすると協力事業に反映しない場合もあるわけです。反映する場合についての手続は後ろに詳細に書いてありますので、あえてここでこの文章の挿入にこだわらなくてもいいのではないかなと思います。

○原科座長 どうでしょう。ケースがいろいろあり得ますので、一般的な表現だとちょっと難しいかもしれないということです。

○吉田副座長 要するに反映する権限が審査役にあるかどうかというのがポイントで、今、岡崎さんが言ったように、中の方で理事長と調査結果に基づき実施業務部がそれを実施することというふうに、後でまた議論することになると思うのですが、ここで余り広げると、審査役が協力に反映していないということで大変な問題になってしまう。そして、

反映させたいのだけれども審査役にはその権限は全くないという状況、いわゆるどれだけコントロールできるか、予算があるか、人員があるかというリソースの問題に結びつくから、入れてしまうとちょっと心配だなという感じですね。

○原科座長 いかがでしょうか。

○清水委員 今の岡崎さんの御説明で納得いたしました。

○原科座長 それでは、その後の手続で、ケース・バイ・ケースになりますけれども、このようなことが対応できる仕組みになっているという理解で参ります。

よろしいでしょうか。

山浦委員、どうぞ。

○山浦委員 おはようございます。経済産業省の山浦でございます。

「目的」の（１）についての確認ですけれども、この異議申立手続の開始というのは、申立人からの申立に基づいて調査をするということになるわけですか。

○原科座長 はい。

○山浦委員 であれば、（１）の「事実を調査し」を「申立人からの申立に基づき調査し」とした方がよりわかりやすいかなという印象を受けました。皆様の印象をお聞かせいただければと思います。

○原科座長 今の件はどうでしょう。

○山下委員 「ガイドラインの遵守・不遵守に係る申立事実を調査し」ということでどうでしょうか。

○原科座長 どういう表現がいいですかね。今のようなことだったら明記した方がよろしいでしょう。それとも、それも含んでいるといえ、**「遵守」と書く**というのはそういうことだと思いますけれども。

○清水委員 済みません、今のことに関連して事務局の方にお伺いしたいのですが、リーダーフレンドリーという観点から考えますと、途上国のNGOあるいは影響住民の方たちは、異議申立をする以上、申立があったからこそ遵守に関する調査をするということは当然理解しているのだと思います。したがって、ここでそれについて理解が及ばないという誤解を生じてしまう可能性がある方々というのは、もしかしたらこの要綱を途上国の政府の方たちに見せたときに、これはどういうことなのかというような誤解を生む可能性があるのかどうなのか、あるいは今までそういう御経験があったのであれば、そういった丁寧な書きぶりをした方がいいと思いますけれども、そういったことでなければ特

に必要なのではないかと思いました。

○原科座長 これはいいですね。

○事務局（杉本） 私の知る範囲ですけれども、そういった話を受けたということは特になかったと思います。

あと、これも先ほど同じになってしまいますが、後段に手続が詳細に書いてありまして、何をトリガーにしてこの一連の動きが開始されるかということはあるので、そちらを見ると誤解はないのかなと思うのですが。

松下先生、何かその点ございますでしょうか。

○原科座長 これはよろしいでしょうか。——それでは、そのようなことで参ります。

では、「目的」のところはよろしいでしょうか。結論は原案どおりになりました。

3番目、「基本原則」です。独立性、中立性、効率性、迅速性、透明性と5つ書いてございます。これは改行した方がいいような感じがしますね。くっついていて見づらいですね。単なる表現の問題ですけれども。

形式は別にして、中身はいかがでしょうか。

中委員、どうぞ。

○中委員 中でございます。

JICAさんにお伺いしたいのですが、（4）の「迅速性」のところ、異議申立受理後3カ月以内に報告書を提出し職務を完了するとありますが、先ほど1カ月とおっしゃられた予備調査の期間、先ほど1カ月とおっしゃられたのを含めて3カ月以内で原則完了という理解でよろしいでしょうか。

○事務局（杉本） この点につきましては、最初に予備調査が1カ月以内というのがございまして、そこで実際にその先に進むということになってから3カ月というので書いております。この3カ月がどうなのだというのは、もともとのJBICのものをつくりましたときの記録をひもといてみたところ、どの数字がということでもいろいろ議論があったようなのですが、やはり場合によっては現地に行っている関係の方からお話を伺ったり調査したりということを見るとこの程度要るのではないかという議論があって、その結果3カ月になったということが記録に残ってございましたので、今回もそのままその数字を使わせていただいております。

○原科座長 予備調査というのは受理の前という意味になりますか。今の御説明ですと、受理の前に予備調査を行うということになりますか。正式に受理するかどうかは、まず予

備調査でチェックするというような意味合いでしょうか。

○事務局（天田） ページにいたしますと6ページで、現行のJ B I Cの方を御参照いただいた方がよろしいかと思うのですけれども、下から5行とか6行ぐらいのところ、「予備調査は、特段の事情がないかぎり異議申立受理後、原則として1ヶ月程度で終了させ」となっております、これをそのまま左に持ってきてございます。したがって、まず極めて形式的な申立人の氏名ですとか連絡先を確認して後、受理いたしまして、そこから1ヶ月程度で予備調査を終了させるということです。

それから、調査自体につきましては、8ページでございますけれども、J B I Cのところで見ますと、5「総裁への報告」の最初のところでございますが、「環境ガイドライン担当審査役は、異議申立受理後3ヶ月以内」ということでございますので、異議申立の受理があつて、予備調査が1ヶ月程度で、この予備調査の後からではなくて、受理から3ヶ月以内に終了させるということが基本的な考え方になっています。

○事務局（杉本） 私の方で勘違いしておりました。申しわけございません。先ほどの説明は訂正いたします。

○原科座長 原則として3ヶ月というのは、予備調査が場合によっては少し長くなる場合もあるので、トータルで原則として3ヶ月ということで考えていいのですか。今の迅速性のところで、「原則として異議申立受理後3ヶ月以内」と書いてありますね。

○事務局（天田） 原則として3ヶ月というところにつきましては、続きまして9ページに参りますと、素案ですと（4）でございますけれども、「期間の延長につき相当程度のやむを得ない事情があると判断する場合には、更に2ヶ月を限度として期間を延長することができる」となっております。

○原科座長 予備調査を1ヶ月というのは。

○事務局（天田） 程度ということです。

○原科座長 程度ですね。だから、そっちの場合にも若干延びることはありますね。

○事務局（天田） 予備調査に時間がかかってしまったので、全体の3ヶ月が厳しくなったという事情があるときはあろうかと思えます。

○原科座長 そこは弾力的に対応する、ただ、できるだけ早くしたいと。

○事務局（天田） ええ。申立人からしても、事業実施者からしても速やかな処理は望ましいことだと考えてございます。

○原科座長 ただ、審査役の方は、実際に3ヶ月でうまく調査が終わるかどうか、そっち

が心配になってきますね。ほかの例はどうなのでしょう。我々はこれまで例がないからわかりにくいけれども、ほかの国の制度の例はどのぐらいでしょうか。

○松下委員 世界銀行などでは結構時間がかかっていますね。

○原科座長 かかっていますね。だから3カ月はえらい短い感じがしました。大体こういうのは結構大変なんですよ。

○中委員 確認させていただきますが、申立後3カ月以内に完了が原則で、その期間の中に予備調査期間の1カ月も含む、場合によって2カ月の延長もあり得るとの理解で宜しいでしょうか。

○事務局（天田） はい、さようでございます。

○中委員 わかりました。ありがとうございます。

○原科座長 よろしいでしょうか。

それでは、2ページに行きまして、4「環境ガイドライン担当審査役／異議申立審査役」、これは「異議申立審査役」という表現になりました。この部分はいかがでしょう。

これに関しましては、事業担当部署及び環境社会配慮審査担当部署から独立した機関として設置する、それで人数は、JICAは3名、JBICは2名ですけれども、2名ないし3名で、必要に応じて3名選べるようにしておくということになっています。それから、審査役の選考は理事長が選考委員会の意見を踏まえて任命する。そうしますと選考委員会が大変重要になりますけれども、(3)で、「上記選考委員会は、産業界、開発途上国政府、NGO、JICA等の中からJICAが公平にかつ適正に選定した者により構成される」。(4)は任期のことです。(5)は担当の仕方について書いてありますけれども、この部分で何か御意見はございますでしょうか。

佐藤委員、どうぞ。

○佐藤委員 質問なのですが、(3)について、選考委員会はどことこの中からの中に「途上国政府」と書いてありますが、これは具体的にどういう人たち、どういうケースなのですか。過去の実績として。

○事務局（杉本） 前は駐日フィリピン大使の方をお願いしておりました。まだその1回だけですので、そのケースしかないのですけれども。そういう意味では日本にいらっしゃる方をお願いしたという形になっています。

○原科座長 私の意見を申します。

私がちょっと変な感じがしたのは、学識者が入っていないのはおかしいかなと思って。

産業界が最初に書いてあるでしょう。普通は学識者で始まるので、学識者が入らないのは変だなと思いますけれども、どうでしょうかね。

○中山委員 私もそう思います。

○原科座長 「学識経験者、産業界、開発途上国政府、NGO」と。逆にJICAが入っているのは、独立した機関としてつくるのに選考委員にJICAが入るのはちょっとまずいかもしれないですね。選ぶのはJICAでしょう。だから、その委員会に案を出してもらってJICAが最終的に判断するわけだから、これは重複してしまいますよね。だからむしろこの場合はJICAを外した方がいいかと思います。諮問するのにその中に入ってしまおうというのは、仕組みとして変じゃないですか。しかもJICAが最終的に選定することができるわけですからね。意見を聞く機関の中に自分が入ってしまっているのはおかしいでしょう。だからJICAは外しておいた方がいいのではないですか。

○山浦委員 ただ、その場合ですとJICAによる推挙ができなくなります。

○原科座長 JICAが推挙してはおかしいのです。独立した機関なのだから。JICAから独立した機関として設けるという趣旨ですからね。

○中山委員 日本語で、これは候補者の話ですか。ちょっとわからないのですが。

○原科座長 選考委員会の委員ですね。国際協力銀行のときはそうしたのですが、JICAのもともとの格好になっていないのです。

○事務局（天田） JICAの際には設置要綱上はそこまで決めていませんでした。

○原科座長 だから、選考委員会であれば、学識者、産業界、途上国政府、NGOぐらいでいいんじゃないですか。それは何か不都合ですか。

○事務局（天田） 不都合があるのかどうか、今この場ではわかりません。

○原科座長 前は、これはパブリックコンサルテーションでやったのでこのような議論の格好ではなくて、いろいろな意見が出て、言ってみればある程度妥協したところもありますから、しっかり議論して決めたという形ではなかったと私は認識しています。パブリックコンサルテーションというのはだれでも意見が言えるので、いろいろな意見がどんどん出てきますよね。だから和集合的な案だったという感じを持っています。だから、理屈から言うとちょっと変だと思います。

○事務局（天田） 学識経験者を含めた方がいいのではないかというところ、それからJICAを削った方がいいのではないかというところ、御趣旨はわかりましたので、後ほど回答させていただきます。

○原科座長 今のはそう思いませんか。学長選考委員会の委員の人選を学長がやるみたいなもので、これはやはりおかしいよ。

○吉田副座長 あと、これはちょっと唐突だよね。急に選考委員会が出てくるから。多分、理事長は選考委員会を設立し、その意見を踏まえて任命するということになるよね。

○原科座長 それは上に書いてあるのです。「理事長が選考委員会の意見を踏まえて任命する」ので。その選考委員会をこう構成しましょうということですね。

○吉田副座長 理事長が設立して……

○原科座長 最終的には理事長の判断になるのです。だから J I C A の意向は反映できませんから、この選考委員会に関しては外した方がいいと思います。特に「独立した機関」と明記していますからね。私はすごく大事だと思いますよ。政権交代しましたけれども、いろいろな委員会とかの持ち方にだって議論がありますね。つまり独立性がないのではということ。これは我々がひな形を示さないと。独立性があるということを知るようにした方がいいと思います。

○事務局（天田） 本日の委員会の間、後ほど、決めるということで、次に進んでいただくというのはどうでしょうか。

○原科座長 少しお考えいただいて。

○事務局（天田） ここで立ちどまっても時間のむだかと思います。

○中山委員 途上国政府が入っているのに、なぜ日本国政府が入っていないのですか。これも気になりますね。J I C A は J I C A の委員会だから外すというのはわかるのですが、途上国政府が入っていて日本国政府が入っていないのはちょっと変だなという気がします。

○原科座長 では、これは残しておきましょう。

あとは（４）で、これはまさに論理の整合性、「任期終了後」ではなくて「退任後」がいいですね。途中でやめる場合がありますから。任期途中で退任した場合には「任期終了後」という表現だとまずいので、これは「退任後」にしましょう。よろしいですか。「審査役の任期終了後３年間」というのは「退任後３年間」と。そうしないとおかしくなりますね。１年で退任した場合に任期終了後だと、足して５年間雇用できなくなってしまって、おかしいことになってしまいますから、これは「退任後」にしましょう。それでは、このように直していただきます。

（３）はまた後で議論したいと思います。

○千吉良委員 済みません、1つ確認ですけれども、これは特に日本国籍とか日本に居住しているというのは要件にしていらないということでもよろしいのでしょうか。

○原科座長 選考委員会？

○千吉良委員 審査役の方の要件です。日本語に堪能であることというのがありますが、そこは特に日本人としなくてもいいのかなというのがよくわからないのです。JICAはバイの機関である、そしてこれは独立性があるとはいってもJICAの一機関であるということなので、その辺平行に考えるべきなのかですね。私としては別にどうしたいというのがあるわけではないのですけれども、そういうのが入ってなくていいのかなと思った次第です。

○事務局（天田） ルールとしてそこまで設ける必要はないのかなということで多分こういう形で来ていたと思います。実際の実務といたしましては、日本語が堪能であることということで実務上は確保できていると。実態上は恐らく外国人の方というのが当時想定されていたわけではなかったと思うので、それで別に日本人か外国人かというところまでは記載していなかったということだと思います。

○千吉良委員 場合によっては外国人の方ということもあり得るわけですね。

○原科座長 外国人というよりも、ほとんど日本に住んでおられて国籍は日本ではないとか、そういうこともありますよね。ほとんど日本人と同じように日本語もできて日本のこともわかっていてもね。だから国籍は日本ではないということもあり得ますから、そういう場合が排除されてはどうかという感じがしますね。

○松下委員 関連して、ちょっと関係ないかもしれませんが、JICA自体は特に職員として国籍を問うことはないのですか。

○事務局（天田） 確か問うていなかったと思います。

○松下委員 そういうことを考えると、特に業務にふさわしい能力を持っていればよいということですね。

○千吉良委員 そこはJICAと平行にやるべきだと思うのです。

○原科座長 国籍で排除というのはうまくないと思います。だけど、実質的に本当によくわかっていないとできないですからね。

○吉田副座長 選考委員会の判断でしょうね。

○原科座長 そうですね。

それから、JICA自体が最終的に任命されるわけですから、JICAの判断が入りま

す。選考委員はあくまでも提案する役ですから、最終決定はJICAということです。

それでは、今の件は了解でよろしいですか。

次は3ページ、5番に参ります。「審査役の権限と義務」。この部分で何かございますでしょうか。

まず、審査役は非常勤を前提ということですが、常勤、非常勤の違いについてはどうなりますでしょうか。私は非常勤の方ですけれども、松下先生は常勤になるわけですか。

○松下委員 いえ、非常勤です。

○原科座長 では、従来常勤だったというのはどのようなことになりますか。従来常勤だったけれどもここは非常勤にしたとおっしゃったと思いますけれども。それぞれ既に非常勤ではないかと思えますけれども。

○事務局（天田） 常勤、非常勤といえますか、JBICの場合には週2日でございますか、オフィスの方に出てきていただいて……

○原科座長 常勤的な非常勤ですか。

○事務局（天田） JBICの場合には定期的に出勤してもらう形式でしたが、現在の状況を踏まえますと、従来JICAでやってまいりました仕事が出たときに御担当いただくということで構わないのではないかという判断でございます。

○原科座長 わかりました。私の経験ではそのように思います。非常勤で十分対応できると思います。十分対応できないと困りますね。余りこのシステムを活用する場がない方がいいわけですから。

では、5番はよろしいでしょうか。具体的に権限と義務について記載されておりますが。フロアからどうぞ。

○一般参加者（作本） JETROの作本です。

今までJICAは2名の審査役でやってこられたと思うのですが、そのときの意思決定方法をそのまま引きずって3名——もし3名という場合ですが——で取り組んでいるのではないかという気がするのですが、実際に3名の審査役が目のおられた場合に、そのいずれかの審査役が担当するという、こういう形でよろしいのかどうか、あるいはそこは輪番制でいくのか。いろいろ御都合もあるかと思うのですが。あるいは今までのように個人で単独で各案件について責任を持って、それについて最終的に報告書をまとめるという形でよろしいのかどうか。本当にここで3名も必要なのかどうかということにかかってくるのですが、2名の場合には、いずれかの、あるいは補完的にほかの方の意見が反映され

るような状態で十分かと思うのですけれども、これが3名になった場合に意思決定方式も含めて、今までどおり2名の時代のものを引きずってよろしいのかどうか、そこをもう一度御検討いただければと思います。

○原科座長 今の件に関して、2名、3名で様子が違ってくるのではないかという御意見だと思いますが、これに関してはどのように考えていらっしゃるのでしょうか。よろしいでしょうか。

○事務局（天田） 現行は、当面のところ、たくさん異議申立が出てくるという状況がない限りは2名で実務上は十分だと考えてございまして、先ほども申し上げさせていただきましたように、当面2名でいくのだろうというところでございます。したがって現在意思決定方法で問題ないと考えてございまして、仮に3名になったときにおきましても同様の意思決定のやり方で問題はないと考えてございまして、実際にやっていく中で意思決定の方法を変えていった方がいいというところがあれば、その時点で対応していくということではないかなと考える次第でございます。

○原科座長 私の理解を申し上げますと、これは2ページに書いてありますけれども、4番の「環境ガイドライン担当審査役／異議申立審査役」の（5）ですけれども、「各異議申立については、いずれかの審査役が担当することとする。当該異議申立を担当する審査役は、他方の審査役の意見を踏まえて報告書を作成する」ということで、基本的には担当者を決めますけれども、その人だけの判断ではなくて合議というような部分を含んでいると思うのです。ですから、これは2人でも3人でも対応できると思います。ということではよろしいでしょうか。ですからパネルという感じですね。1人が決めるのではなくて、そういうチームでやっていく。ただ、担当者を決めないとぐあいが悪いらしいという考え方でございます。よろしいでしょうか。

それでは、次に参ります。6「対象案件」。これに関しましては、6、7とセットでいいですかね。「対象案件」及び「申立人の要件」でございます。

この辺に関しましては御意見をいただいておりますので、御説明いただきたいと思っております。お手元に配付資料がございますが、「異議申立制度に関するNGO提案」で、3ページ目です。「申立適格の拡大」、この部分を御説明ください。

○清水委員 私の方から趣旨説明をさせていただきます。

この資料の一番最後のページになります。「申立適格の拡大」というところです。

まず、現在のJICAの素案を見ていただきますと、3ページの7の（1）ですが、こ

ここに書いてありますのは「当該プロジェクトにより現実の直接的な被害を受けたあるいは相当程度の蓋然性で将来被害が発生すると考えられる当該国の2人以上の住民」ということになっています。したがって、現在の要綱案に沿いますと、社会問題があり、住民が何らかの社会的な被害をこうむった、あるいはこうむる蓋然性が高い場合には申し立てることができるということになりますけれども、一方で、自然環境のみに影響があり社会影響がない場合については申立ができなくなっています。一方、そもそもの異議申立手続の「目的」のところを見ますと、1ページ目の2の(2)にございますけれども、「ガイドラインの不遵守を理由として生じた協力事業に関する具体的な環境・社会問題にかかる紛争に関して」と書いているわけです。つまり環境問題だけでもいいというふうに目的からは読めるわけです。しかし、具体的な制度を追っていくとそうはなっていない。

したがって、私たちの提案としましては、環境影響のみの場合にでも申立適格を与えてはどうかという提案になります。とはいってもだれでもというわけにはいかないということで、私たちなりに考え、ある一定の条件をつけて申立適格についての限定をすべきだろうということで、ここに3点提案させていただいております。

1点目が、自然環境保護を目的とする公益団体であること。

2点目が、当該地域における自然環境保護のための実質的な活動歴を有すること。

3点目が、当該プロジェクトによる環境影響を解決するために具体的かつ継続的な活動を行っていること。

この3点をもって申立をすることを可能にしてはかがかということです。

趣旨としては以上です。

○原科座長 わかりました。今の要綱は、確かにこの規定では、現実の直接的な被害を受けた、あるいはそういう可能性がある人々ということになりますから、これでは自然環境保全という観点からの問題にはなかなか対応できないかもしれません。我が国は昨年、生物多様性基本法をつくりましたので、そういった法の趣旨と照らしましても、こういったことに対応できるような仕組み自体は必要だという感じは持ちます。

この点はいかがでしょう。

○事務局(杉本) いただきました御意見に基づいて事務局の方で検討を行いました。

ガイドライン全体が自然分野につきましてもカバーしていて、そういったものに対する負のインパクトをないもの、もしくはできるだけ小さくしていくという点を念頭に置いているということはまさに御指摘のとおりだと思っておりますが、具体的にそこでどういっ

た形で申立人の要件と絡めていくかということ、いただいた点も含めていろいろと検討はしたのですが、特に生態系なり希少生物なりのみが影響を受けるということを考えた場合に、これを代表していくという形ができるのだろうか。ここにありますように、社会環境が中心となります場合には直接その影響を受ける人が申立をすることになりますので、実際に何が起こったということ、直接アピールできる形になるのですが、そこにこういった関係の方が入るとのことですと、どうしても完成品になってしまうというところで、それを同列にみなせるのかどうかというところが1つ難しいところなのかなと考えております。確かにこの異議申立手続の中にいろいろなカバレッジで見なければそれがいいとは思っているのですが、一方で、ガイドラインの実際の手続等考えてみますと、ほかにもいろいろとやっていたチャンネルがまだあるのではないかとことも考えております。各国でも、社会環境よりは自然環境に関する分野の方が、EIA制度等々、相対的には住民移転等と比べて確立されていて、調査を行っていくと、JICAとしても、以前から有償についてはあらかじめEIAを情報公開するというので、社会環境の 이슈よりは情報公開も含めて現行のガイドラインから先に出た形で対応してきておりますので、協力準備調査を今後いろいろとやっていくということも踏まえますと、その中でどういったインパクトがあり得るのかということ、十分検討していくということ、カバーしていただける部分が相当あるのではないかと考えております。特にカテゴリA案件ですと、スコーピングから始まりまして、その調査結果も含めて助言委員会の方々からいろいろと御意見をいただくということ、その結果についても公開させていただいて、いろいろと御意見をいただくというような機会をポイントポイントで設定しておりますので、そこでもし何かあれば、いろいろと御意見をいただいて、それに対しては真摯に対応することがガイドライン上JICAの行動としてございますので、そこで対応させていただくと。むしろ調査段階、頭の段階できちんとやるべき調査をやって対応していくという形で……

○原科座長 それの基本ですよ。それが基本だけど、これはあくまでもそういう表側の歯どめ効果をねらっているわけですからね。そういうことであればなおさら、そういうのがうまくいかなかった場合にストッパーが要るのではないかと思います、今の御説明でしたら。そうであるからこそですね。

いかがでしょう。これはまさに日本政府の法律の体系から言うと、そういう仕組みをつくったのだから、そういう考えを反映させるのは大事だと思いますし、生物多様性基本法

の中では、関連してこういった問題に対してそれぞれほかの個別法で対応するようにということが規定されておりますので、その考え方から言うと、できればこういうことも盛り込めればいいと思います。

もう1つは、2003年のODAの大綱ですね、政府の方針の中ではっきり言っていますけれども、世界のスタンダードといいますか、そういうようなものをやはりリードしていくのだとはっきり書いていますね。こういう生物多様性というのはリオの会議でも条約をつくりました。そういった流れがずっとありますから、それを背景にすると、世界の中でJICAが1つリードしていくのだということを示すためには、この提案は悪くないと思いますけれど。

○事務局（天田） 内容的にまさに自然環境生物多様性といったところをきちんとやっていくのだと、ここは、今、杉本も申し上げましたように全く異存のないところでございます。

その上で、この異議申立制度でございますけれども、趣旨、目的を今もう一度振り返っていただいたわけでございますが、その中で考えてまいりますと、当事者との合意ですとか、そういった考え方で成り立っているところでございまして、その中で実際に現地の住民で直接的に被害を受ける方々というのは極めてクリアな存在ということで、そういった方を対象として異議申立という仕組みは存在しています。世銀ですとかADBもこういったやり方をしていると理解しています。

一方で、自然環境のところはなかなか当事者といいますか直接的に被害を受ける方がわかりにくいというところがあって、そういったところにつきましては、ステークホルダーの協議が行われたりとか、私どももEIAを公開して御意見をいただいてやっていくという仕組みもございます。そういうところからすると、自然環境で直接被害をこうむる現地の方ではない方を適格だということで異議申立手続のところに入れていくことにつきましては、正直言って不安があります。新しいことを先駆けてやっていこうという意味からすると非常にいい面と、我々がこれを実務的にやっていくところからいたしますと、我々よりもどちらかというと先に進んでやっております国際機関なんかもやっていない中で異議申立の中でやっていくというところにはまだ不安があるという状況でございます。

○原科座長 そういう意味では「直接的な被害」という表現が相当限定的になっているので、場合によっては間接的な被害についても考えなければいけないということかもしれないですね。

○松下委員 清水委員に質問ですが、ガイドラインの異議申立適格団体の要件で3つポイントがありますが、これはすべての条件を満たすということなのか、あるいはどれかを満たしていればいいということでしょうか。

○清水委員 すべての条件と想定しております。

ちなみに、今の杉本さんと天田さんの御説明に関するコメントですけれども、現在は協力準備調査がある、あるいは審査会があるという議論は、そもそも異議申立という制度が、それではうまくいかなかったときにどうするかという制度ですので、その議論をしていただくというのは理由として余り当たらないかと思いました。

その上で、当事者の合意というところがこの異議申立制度のある意味1つの柱となっているということで、一体当事者をだれにするのかということについてはいろいろと議論があるというのはそうなのだろうと思います。確かに日本の中でも整備されておらず、論点が煮詰まっていないところはある。一方で、これはヨーロッパの条約で、オース条約と通常呼ばれておりますけれども、原科先生の方がよく御存じだと思いますけれども、「環境に関する情報へのアクセス、意思決定における公衆参加、司法へのアクセスに関する条約」では、NGO・NPOも含めた市民が環境に関して訴訟を提起する権利があるとしています。ここでどういった人が適格になっているかということ、これはオース・ネットというところの訳ですけれども、「関心をもつ公衆」という定義がありまして、「環境についての意思決定により影響を受け、もしくは受けるおそれのある、または意思決定に利害関係を有する公衆を意味する。この定義の適用上、環境保護を促進し、かつ国内法のもとで要件を満たす非政府組織は、利害関係を有する者と看做されねばならない」と。これは欧州の例ですけれども、そういった事例もあります。確かにIFIが現在こういった制度、つまり社会影響がない場合に環境影響を申し立てられる仕組みは持っていないわけですが、なぜ持っていなかったのかと申しますと、そういった議論がこれまで異議申立手続の設立あるいは改訂において議論された上で排除されたということではなく、これは関係者から聞いた話ですけれども、世銀・ADBの異議申立制度に関心を持つNGOが余り自然環境に関心がなく、社会影響の方に非常に関心が高かったからだと聞いておりますので、ここでJICAの制度を議論していく中でそれを前向きに議論するということがいいのではないかと思います。

○原科座長 私もできたら前向きに議論していただきたいと思いますが、これは少し議論に時間がかかりそうなので、休憩をとりましょう。ちょうど半分まで来ましたので。

また休憩してから続けたいと思います。では、11時10分まで休憩します。

午前11時00分 休憩

午前11時10分 再開

○原科座長 それでは、時間になりましたので再開いたします。

今の件は短時間で結論出すのはなかなか難しい感じがいたしますけれども、続けてこの議論を進めたいと思います。いかがでしょうか。ほかに御意見ございますでしょうか。

○中山委員 私も今まで社会環境の方の話が多かったので、これが出て、議論としては非常に大事なポイントだと思うのですが、清水さんにお伺いしたいのですが、「自然環境保護を目的とする公益団体である」と、いわゆる公益団体、公益法人かどうかは別としまして、これはどのような定義なのでしょう。これは世界じゅうに存在するわけですよね。そういったところをどのように定義するか。今回の議論の方向性は非常にいいのですけれども、非常に膨大な数の異議申立が出る可能性もあるのです。ですから、議論することは大事ですけれども、JICAが膨大な作業量を抱え込む可能性もあるので、そこら辺、やはり慎重に議論した方がいいかなと思いますので、ちょっとお聞きしたいのですが。

○清水委員 公益法人に関しては確かに世界じゅうにあるとは思いますが、私たちがここで想定しておりましたのは、ここには書いておりませんが、当該国の団体を想定しております。ということからも、これらの活動、これらの条件を満たす団体で、かつJICAがかかわる事業によって影響を受ける生態系があり、それが異議申立まで行かなくては解決が望めない状態というのは相当限られると私は考えておまして、この適格の3つのポイント、あるいは今申し上げた当該国の公益団体という4つのポイントについて条件を設ければそうそう申立がなくなってしまうだろうというのは、私ども提案者としてのジレンマでもあるわけですが、そんなに申立が急激にふえることはないと思っております。

○中山委員 例えば世界的な活動をやっている、グリーンピースはどうかと思うのですが、そういう団体で、当該国で実質的な活動歴を持っていて、経済的な活動をやっていけば、それはオーケーということですね。当該国でなくても、世界的な規模でやっていて。

○清水委員 例えばその場合には、例えばプロジェクトがマレーシアにある場合、グリーンピース・マレーシアが申立をすることはできると思いますけれども、グリーンピース・インターナショナル本部が申立をすることはできないと考えております。

○JICA（岡崎） 清水さんからの御提案は、我々も紙をいただいたときに、実務上のフィージビリティはともかくとして、なるほどこういう提案もあるのだなということは思いました。それで検討もいたしました。

他方で、この異議申立手続というのは、先ほど松下先生からもお話がありましたけれども、最後の最後の救済の場なのです。ですから、本来であればここまで行かないことが望ましいわけで、そのことは先ほど杉本からも申し上げましたし、原科先生もそれは当然だとおっしゃいましたけれども、当然我々としても、自然環境に影響を及ぼすようなプロジェクトであれば、EIAの内容を確認するにとどまらず、そのことに関心があり、また見解を表明しているようなNGOの意見も聞くようにふだんからしておりますし、新しいガイドラインの案に基づいていけばそういった体制をより進めていかななくてはいけないというようになっています。

他方で、この異議申立手続は最後の最後の救済手段であるという性格を考えると、訴えた結果として、審査役の方がその判断をする上で、ある程度訴え人の適格性というところは絞らざるを得ないのではないかと考えています。その部分が拡大する、かつ制限なく拡大しかねないというのは、実際にこの異議申立手続を運用していく上でも相当程度支障を来すことが予想されます。

加えて、では異議申立手続が万能かということ、この異議申立手続に基づいて審査役が行う手続というのは、基本的にガイドラインの手続にのっとってJICAが審査をしたかどうかという部分なのです。ですから、ちょっと語弊があるかもしれませんが、手続どおりきちんと行われていれば、例えば全く見解の違うNGOの方が、そういうプロジェクトをやると10年後20年後何が起きるかわからないというような訴えで出てきても、この手続どおりきちんと行われているという、そこはすれ違いの議論に恐らくなってしまうと思います。そうすると、手続にのっとっていれば、少なくとも審査役としては、これはそもそも訴えがあるのかどうか、ただこういう主張もあるから、理事長に対してそういった将来の影響も考えなさいというようなことぐらいはあるかもしれませんが、具体的なアクションとして審査役が何を勧告するのかなという気もいたします。

それから、このガイドラインの議論を通じて、原科先生からいつも励ましをいただいて、

JICAが世界をリードするという部分があって、我々もそうありたいと思っているのですが、一方で途上国の仕事をやる我々のドナーの仲間というのもあるわけで、往々にして協調融資とかそういったこともやることがあります。いずれ国際機関も変わっていくのかもしれませんが、この部分、最後のレメディーの部分として持っている異議申立手続で、マルチ、バイで申立人を極めて限定的に考えている他の機関の事例から、JICAがちょっと拡大するのではなくて、かなり拡大するということのインパクトということも、我々としてはどうしても考えざるを得ない。特に協調融資なんかをやる場合を想定しますと、JICAの判断だけで本当にこういうことがやれるのかということへの恐れといいますか、そういう懸念もございます。

我々としては、清水さんのおっしゃっているような点はむしろ、これは原科先生からそれは当然だと言われてしまうかもしれませんが、やはりプロジェクトの形成や審査の段階で幅広く意見を聞く先として想定している方々でございまして、そういった面で改善を図っていく。また、今後、国際的な議論で、インスペクションパネルあるいはアカウンタビリティメカニズムといったようなところでこの部分が拡大していくということであれば、それは我々もフォローしていきたいと思えます。

それから、先ほど最後にオーフス・コンベンションの話もありましたけれども、ではヨーロッパの復興開発をやっているEBRDがインスペクションパネルでそこまでやっているかということ、やるとしてもこれからの話なので、我々も先行事例としていろいろなケースを承知しておりますけれども、今この段階でJICAがここまで拡大するというのに関しましてはちゅうちょがございまして、これは率直な意見としてそういう意見でございまして。

○一般参加者（田中） JICA国際協力専門員の田中と申します。先ほど中山委員がおっしゃられた御質問に対して、参考になるかどうかわかりませんが、少し現状をお知らせしたいと思います。

自然環境分野につきましては、私どもJICAも地球環境部というのがプロジェクトなどを仕事としてやっておりますけれども、ここの国際会議場を使いまして、ジュネーブにあるIUCN、国際自然保護連合の国際協力部長をお招きして講演をやりましたし、WWFのアジア地域の専門家をお招きして、いろいろなJICAの事業とそういった国際的な自然環境のNGOの方々との意見交換あるいはセミナーなどもやっております。以前、ケニアのグランドフォールズダムという大きなダムの案件のときも、IUCNの専門家の人たちが現地のJICAの調査団との議論に加わっていろいろな話し合いをしました。こう

いった状況はございます。御参考までに申し上げます。

○原科座長 ありがとうございます。

今の岡崎部長の御説明で、手続の遵守だけをチェックするとおっしゃったのですけれども、ガイドラインの遵守という目的ですから、手続という形だけのものではなく、中身がやはり入ってくると思うのです。ですから、そこは私とちょっと認識が違います。ガイドラインの趣旨をきちんと満たしたかどうかとか、そういうことは当然チェック項目に入ると思います。ただ手続だけであれば非常に簡単なわけですからね。これはそうではないと思います。それは私は認識が違ふし、そうではないと思います。恐らく今の規定は、私の感じでは、申立適格の拡大といってもそんなに急激に出てくるような状況ではないと思います。というのは、その国の組織に限定した場合、もともと組織が少ないわけですから。その上で、現場でまず前の段階で十分対応していくとおっしゃっているのだから、そうであればめったに出てこないことになります。だって、きちんとした明確な根拠がなければ、幾ら出しても入口ではねられますからね。ということで、これはよく乱訴、乱訴と出てきますけれども、これまでいろいろなところで乱訴のおそれがあると言われてきて、結局はほとんどなかった。J B I Cのシステムをつくる时候にもそれを随分議論しました。特にパブリックコンサルテーションではいろいろな意見が出ますからね。そのときもそうだったのですが、実際は先ほど御報告のとおりでございまして、ほとんどゼロです。J I C Aもゼロです。それからほかの機関でもそうなのです。ということですから、きちんとした仕組みをつくっておけばそれほどおかしなことは起こらないと思います。心配だという気持ちはわかりますけれども、現実はそうではない。これは過去の経験から言うとそうではないということは申し上げないといけないと思います。

そこで、ほかの機関がやっていないから日本が率先してやるのはいかがなものかという、その姿勢が問題だと私は思います。ほかの機関がやっていないのだったら、じゃあ、やろうというのが、やはり世界に対するメッセージだと思います。日本はそれが余りにも弱いのでちょっと情けないことになっているので、私としては、この分野の専門家としては、ぜひそういうメッセージを出してもらいたいなということを改めて申し上げたいと思います。

○J I C A (岡崎) 手続と申し上げたのは、審査役はJ I C Aがガイドラインを遵守しているかどうかをチェックする、すなわちガイドラインに基づいてJ I C Aがきちんと仕事をしているかということをチェックするので、これは審査役の主観とか私情が入る部分

ではないわけですね。その意味で私は申し上げたのです。

○原科座長 手続ではなくて中身ですね。

○JICA（岡崎） ええ。

それからもう1つ、姿勢が問題だと言われると私も審査部長を首になりそうなのですが、我々はこの点では非常に心配だと。というのは、今回のJICAのガイドラインを見ると、今ドラフトになりましたけれども、相当程度のプログレスがあると思うのです。これは恐らく他の機関から見ても、パイの機関がそこまでやるのかという部分があると思うのです。ですから、そういう面で、我々は別に後からついていけばいいのだと言うつもりは全くございません。ただ、この異議申立手続に関していうと、いろいろな意見がある中で、申し立てられた異議に対してその内容が妥当かどうかということを審査役が誠実に対応するために、ある程度どこの機関も申立人は限定的にしているのだと。その部分でJICAがその枠を広げるという部分の影響というかおそれはあるのだということだけについて申し上げているということです。

○原科座長 私も少し極端な表現があったかもしれませんが、広げるといっても相当程度、これは条件が4つも今つきましたので、実質的にはこちらの方も限定的だと思うのです。ですから、そういう意味では余り心配しなくてもいいのかなと申し上げました。

○吉田副座長 原科先生の理念的なものにも共感しているのですけれども、というのは、アジアの中で考えて、日本と考えると、やはり自然界に対する見方とか哲学とか、そういうものが欧米と違っているというのはいろいろな面で気がついていることだと思うのです。そういう意味で、端的に言うとこれは自然の権利をだれが代弁するかという道筋なわけで、そこを何とかうまく新JICAガイドラインが自然の権利の代弁者を認めるというのは、すごい世界に出ていくと思うのです。ただ、一番心配なのは、実務的なもので一体どういう混乱が起きるか。例えば、そうなると申立の申立申請書そのものも相当違ったものになるのかなという漠然とした感覚を持ちます。具体的に被害をこうむる法人・個人というか、そういうものではないということですから、そこまで考えないとなかなかうまくいかないのかなと。ただ、こういう形が出てくると、恐らく我々の立場としては、途上国の自然を代弁する団体が地元の政府あるいはほかの利益団体とどのくらいの協議をして、どのくらいダイアログをしたかと。我々はそういうダイアログをエンカレッジする立場だと思うのです。そういう視点から見ると、具体的にここで書かなくてはいけない申立書の要件の中に入れたときに、適格条項とか、そういう厳しい団体の資格人審査みたいなものがある程

度入ってくるのでしょうし、あるいは立場としては、既に途上国あるいは現場での十分な協議を経ているとか、具体的にどういうことが行われたかというのを相当見なくてはいけない。したがって、ある意味では、認めて、こういう資格人で出てくるのだけれども、最初の予備調査でその辺をきちんとやっていますよというようなメッセージが出ると、その団体の人たちも最大限自分たちの力で政府と交渉し、団体と交渉し、自分たちの自然の権利を主張するという、そこを何かエンカレッジする形でうまく取り込めたら、原科先生の理念的なところも入ってくるし、JICAの売りの1つになって、しかもそれは、アジアの自然観、歴史観、そういうものの、あるいは今後の発展というところに対するかなりのメッセージ力はあるなど。ちょっとまとまらないのだけれども、もうちょっとポジティブに考えてもいいなという意見を私は持っています。

○原科座長 どうもありがとうございました。大変重要なポイントを御指摘になったと思います。特にアジアの自然観といいますか、そういう日本らしい中身がもし表現できれば大変いいことだと思います。

これは時間が足りなくなってしまうそうなので、切り上げたいのですが。——どうぞ。

○大村委員（代理：中川） 環境省の中川です。

私がこの7の（1）を読み違えているのかどうかということなのですが、私の理解では、現状の7の（1）で、例えばグリーンピース・マレーシアが生物多様性への被害を理由として申立をすることもこれで十分読めるのではないかと考えていた次第です。ここで書かれている内容というのは、被害を受けた、またはその蓋然性がある当該国の2人以上の住民により、つまり被害を受けた人である必要はないということを言っていると理解しております、被害を受けた住民のいる国、被害が起こった国の中にいる住民がそういった申立をするという理解です。これまでいろいろなODAにかかわる大気汚染、住民移転というようなことについての申立や問題提起というところであった例から言っても、例えば田畑が取られてしまって被害を受けたとか生活に影響を受けたというような人たちが異議申立にかかわるといのはもちろんですが、例えばその国のNGOや人権団体のようなところがそういった住民をまとめていって申立を組織していくということだったと思うので、そういったことをこの7の（1）であらわしているのではないかなと思っておりました。このため、例えばグリーンピース・マレーシアが熱帯雨林の伐採を伴うような事例に対して異議申立をすることがこの条項でできるのかどうか、それでできるのであればあえて新たな条項をつくる必要はないのではないかと考えた次第です。日

本政府は、生物多様性の現地のNGOを支援するというファンド、世界銀行やGEF、コンサベーション・インターナショナルとともに設立したファンドを通じて、世界中のホットスポットと言われる生物多様性の危機がある場所に対してファイナンスをするという支援をやっていますけれども、例えばタンザニア大学の生物学科だとかマダガスカル・ネイチャー・アソシエーションだとか、そういったNGOや住民組織、地域団体がそういった基金からお金を受けているという状況がありますので、何か生物多様性についての問題があるのであれば、そういうところが声を上げて申立書をつくっていったというような、ここで書かれている手順にのっとった手順を進めていくのではないかと考えておりました。今の理解がもし間違っているのであれば、教えていただければと思います。

○原科座長 今の御意見は、ここで議論した追加、拡大するということについては、もう既に拡大されている、この中に入っているという理解でいいのではないかと。

○大村（代理：中川） そのように読めるのではないかと考えておりましたので。

○原科座長 「直接的な被害」と書いてあったので、私はそこまで入っていないと思ったのです。間接的なものも含めていくのであれば、おっしゃったとおり理解できますけれども、まずは「直接的な被害」と書いてありますのでね。そうすると、生物多様性というのは直接的な被害というのはわかりにくいので、ちょっとどうなのかなと思ったので、別枠を設けた方がいいのではないかと考えたのです。ただ、今の御理解では、直接的といっても相当程度幅広く考えているだろうから、そういう生物多様性に絡む問題もここで対応できる、つまりもともと拡大されているのだという理解ではないかということですね。

いかがでしょうか。

○松下委員 2つ論点があって、1つは「直接的な被害」という中に生態系の破壊であるとか、自然環境が破壊されることによって住民が何らかの被害を受けるということが入るかどうかということ。

もう1つは、公益団体あるいはNGO等が申立人になれるかどうかということですが、(2)で代理人という制度がありますので、実質的には代理人という形で、現地の状況についてよく理解し、能力がある団体が現地住民のかわりになって申立ができます。そういう意味では、NGO等が実質的にかかわることは(2)でできるのですね。

○原科座長 今の理解でよろしいでしょうか、事務局。

○大村委員（代理：中川） ちょっと追加なのですがけれども、今、日本の中でも、例えば鳥類がたくさん営巣しているような湿地をつぶして干拓してしまうだとか、蓋然性という

ことについての事例はかなりあると思います。熱帯雨林に高速道路を通してしまふ、キンシコウとかパンダがいるようなところに高速道路を通してしまふといった事例ではなく多分もっと微妙な生物多様性についての影響ということになると蓋然性というところまで言っていくのは難しくなってしまう、コントラバーシャルになってしまうと思うのですけれども、今挙げたようなパンダとかトキとか、湿地、干潟だとかというぐらいの蓋然性であれば、これは乱訴であるとかというようなことではなく、例えばタンザニア大学の生物学科のようなどころでも問題視するような内容、問題視することが妥当な内容ということで、今ここにいらっしゃる方々の中でもそれほど意見の相違はないような状態になるのではないかと思いますけれども、いかがでしょうか。

○原科座長　そういう、もともとこの記述が拡大されて理解できる、そういう理解でいいということであれば、これ以上議論しなくていいと思いますけれども、その点は事務局はどのようにお考えでしょう。つまり、今議論してきたような生物多様性とかそのようなこと、自然からの異議申立もできる仕組みに既になっているのだということでもよろしいですか。そういうことであるならこの表現でいい。ただ、「直接的な被害」というとそこまでいかないような感じを私は受けたのです。「直接的な」がなければいいのですけれども。

○高見委員（代理：佐々木）　「直接的な」とありますのは、この（１）の「あるいは」の前のところには確かに「直接的な被害を受けた」とあるのですが、「あるいは」の後のところは「相当程度の蓋然性で将来被害が発生する」としか書いていなくて、ここには「被害」の前に「直接」というのは入っていませんので、「あるいは」の後は「直接的な被害」という極めて狭い表現を使っただけではないと、少なくとも私の読み方ではそう思われるのですが。恐らくJICAさんの御見解をということだと思いののですが。

○原科座長　今のような解釈、私もそうあれば非常に広いと思いますね。この中身に関しましてはそんなことでよろしいでしょうか。

○事務局（天田）　基本的な考え方といたしましては、こちらの「現実の直接的な被害を受けた」、あるいは「相当程度の蓋然性で将来」、この次の「被害」というのが前段の「被害」と変わってしまうのは逆におかしいところがございますので、現在の解釈といたしましては、こちらの「被害」というところにおいてはもう少しタンジブルなものを想定しているところでございます。

○原科座長　ただ、文章表現上は別の読み方もできますね。直接だけではないと。

○事務局（天田）　後段についてということですね。

○原科座長 だから、幅広くこれを解釈するということで決めれば。

○事務局（杉本） 前回、5年前ですか、JBICの異議申立要綱をつくったときの議論でも、もともと直接的な被害という議論がドラフトでなされていて、それだけではないだろうということで蓋然性というのが入ったという経緯がたしかあったかと思います。そうすると、そこで広げたということではなくて、時系列的なものを後ろにと。

○原科座長 そうでしょうね。ただ、今回はそういう新しい解釈にするというのはありません。「直接的な」を外してしまえばいいのですよ。「現実の直接的な」とダブっているでしょう。「現実の被害」だけでいいですね。「現実の直接的な」というと、二重についています。「現実の被害」だけでいいわけです。「直接的な」を取ってしまえばいい。そうすると今みたいな解釈ができる。幅広く考えると。「現実の被害を受けた、あるいは、相当程度の蓋然性で将来被害が発生すると考えられる」、そうすれば、今ここで議論したようなことで、将来はもっと幅広く考えているのだということになるのではないですか。

○事務局（天田） というか、恐らくまず明確にしておかなければいけないのかなと思いますのは、「現実の被害」というところの被害で2つ、1つは所得とか、森林から生計を稼いでいるような方々が被害を受ける、これは「現実の直接的な被害」ということで、非常に御議論ない、わかりやすいところだと認識しています。しかしながら、先ほど中川さんから御指摘いただいたような、例えばマレーシアの大学のほうが国の資産として森林を守ろうといった場合に、「直接的な被害」というところに入ってくるのかということ、そこはちょっと難しいのかなとは思っていたところなのですけれども。

○原科座長 私もそのように思ったので、最初に私が申し上げた。「直接的な」が外れていればと。幅広いというのはそういうことですよ。

○事務局（天田） 先生が広げようというところの被害というのは、そういったところを含めてということでございますね。

○原科座長 つまりアセスメントでは、日本のアセスメントは通常は直接的なものだけしかチェックしませんけれども、世界のほかの国では二次影響とかを見る場合もありますから、必ずしも直接だけに限らないことは結構あります。それでいくと、直接的だけに限定しない方がいいと思います。前向きに考えるのであれば。その意味では、「現実の」と書いてあるのだから、「現実の被害」です。ここで、「現実の」と言った場合には、実際には直接的なもの以外はなかなか現実と言にくいでしょう。将来に関しては、まさにその国の環境資産ですね、そういうものは長期的には将来世代にに影響するわけですから、こ

れは極めて重要なことだと思います。

だから、そういう概念を明確に出すために、1項目加えるか、あるいはこの文章を変えて、より広げた概念だというのがわかるようにするか、どちらかだと思います。

これはもうちょっと考えた方がいいですね。では、きょうはこの部分はここまでにしましょう。あと50分ぐらいですので、先へ進ませていただきます。

次のページに参りましょう。4ページ。代理人云々のところはよろしいですね。大体これでもう理解できていると。

8番、「異議申立の期間」でございます。これに関しましてまた意見をいただいておりますので、まずこの御説明をお願いいたします。NGOの方、どうぞ。

○清水委員 「異議申立の期間」のところでは2つあります。

まず、私たちの提言のペーパーの1枚目の「異議申立ての受付期間」というところですけども、1点目の有償資金協力、JICAが実施する無償資金協力、技術プロジェクトに関しては、もう踏まえていただいているというか、同じですので、割愛させていただきます。

2点目の外務省がみずから行う無償資金協力についてJICAが行う事前の調査と開発計画調査型技術協力についてですけども、先ほど杉本さんから御説明をいただきましたとおり、原案はこの期間の終了を最終報告書概要案が公開されてから1カ月と限ってしまっているわけですけども、必ずしも1カ月で最終化されないものもある。例えば概要案が出た段階で環境社会に関する懸念が出て、そのため何か修正作業あるいは追加調査などがあり遅れるという場合もございます。そういったことを考えますと、その場合に1カ月というところで区切ってしまい、懸念がある、あるいは最終報告書が出ていないにもかかわらず現地の住民の人が異議申立をできないというのは合理的ではないのではないかとこの「異議申立ての受付期間」です。

まとめて説明しますけれども、2ページ目の一番上の提言です。「案件終了後の段階における申立内容」です。

済みません、この項目について1点修正がございまして、四角で囲ってある提言の枠の外にポツが1つありますけれども、ここは「着工終了後」ではなく「工事終了後」に直してください。申しわけありませんでした。

この「案件終了後の段階における申立内容」という提言ですけども、これは原案の素案の4ページ目の8の(1)を見ていただきたいと思うのですけれども、この(1)は、

案件終了を境に申立の内容の範囲が変わってきているのです。案件終了、つまり有償資金協力であれば貸出終了、無償であれば事業の完工、技協であれば協力期間の最終日というところで、それ以前であればすべての項目に対しての申立が可能なのわけですがけれども、その後になりますと、(1)の最後から2番目になりますけれども、「JICAのガイドライン上のモニタリング結果の確認に係る規定不遵守を指摘する異議申立が可能である」と書いてあります。

この「モニタリング結果の確認に係る規定不遵守」とは何かと考えてみますと、現在のガイドラインのJICAがとるべき環境社会配慮プロセスのところ、持っている方々は20ページの3.2.2の「モニタリング」のところですね。この項目がまず当てはまる。そこと、恐らく29ページの別紙1。別紙1にはいろいろな事業に求められる環境社会配慮の項目が書いてありますけれども、このうち計画段階等のもはすべて申立適用の対象外となっていて、モニタリング段階のことについて記述してあるところのみが対象となっています。

そうすると、では何が問題と考えているかと申しますと、例えば発電所あるいは工場建設の後、つまり稼働中の環境社会影響というものもあるだろうということです。例えば石炭火力発電所の汚排水によって漁業被害が出た場合、あるいは工場の近くで住民に原因不明の皮膚病が出た場合、そういった場合は当然その時点でモニタリングの項目について申立ができるわけですがけれども、ではなぜ汚排水によって漁業被害が出てくることを最初にとめられなかったのか、計画段階でとめられなかったのか。それは、例えば立地の選択あるいは環境対策が不適切であるということについて住民の人たちが問えない、現状の改善は問えるけれども、さかのぼって本当に協力準備調査のときにしっかりとJICAがそこまで考慮していたのかということについては問えないわけです。というところの問題意識からこの提言は出させていただきました。

以上の2点です。

○原科座長 今の件に関しまして、JICAのお考えは。

○事務局(天田) 2点御指摘いただいたと思いますので、2つ分けさせていただきます、1つ目の(2)と(3)の終わりの時点のところでございますけれども、こちらはNGOさんの御指摘、括弧の中に【最終報告書がウェブサイトに掲載されるまで】と記載させていただいてございます。確かに案から1カ月というよりもこちらの方が長いのが通常でございます。また、ガイドラインの記載と合わせていくようなところを考えますと、こ

の最終報告書というところをこちらの申立制度の中でもとった方が適切ではないかなと考えている次第でございます。

○原科座長 では、第1の点はそれで了解ということですね。

2つ目をお願いします。

○事務局（杉本） 2つ目の点になりますけれども、確かに現在、異議申立の期間ということでは、（1）の有償、無償、技プロにつきましては、案件の終了の前と後で規定の遵守・不遵守の申立の対象は異なる書き方をしております。

ここで1つ分けておりますのは、まず基本としましては案件が終了するまでというのがメインの位置づけとしてありまして、この期間に実際工事が進んで、それに対して資金を出していくということで、いざとなればガイドラインにあるようにそれをとめるとか、そういったレバレッジもきかせていけるということで、1つここで区切っているというのがありますけれども、案件終了後、案件がオペレーションの段階に入るといふ時点になりますと、実際この事業を担当するなり運営するなりというところの舞台も入れかわる、人間も入れかわるという形で、JICAと実施機関なり借入国なりの関係がどうしても変わってきてしまうということがあります。

ただ、その中でも、そういったいろいろなセクターについて、特にEIA等々の中でも、こういった項目が環境社会配慮上、特に環境上影響を与える可能性があるかと、そういったものについては対策を講じるとともに必要なモニタリングを行っていくということになっておりますので、完成後も一定期間モニタリングを行っていくものがありまして、それについては、先ほど清水委員からありましたように、JICAがきちんとモニタリング結果の確認を行っているかということも異議申立の対象にしていこうということで加えています。そこでもありますのも、単に確認しているか、していないかということだけにとどまりませんで、そこで確認して、問題がなければそれでよしということではあるのですが、何か問題が生じているというような動きがある場合には、ガイドラインの中でも、そういった情報なり指摘なりに基づいて相手国にその情報を伝達する、そういった問題点について関係者と相手国なり実施機関なりの適切な対応、対話を促していくというところまでアクションとしては入ってきていますので、単に確認している、していないにとどまらず、実際に物ができてしまった後の対応にはなりますけれども、その時点で現実的な範囲でやれることはやっぺいこうということは、実際ガイドラインの中の規定を見ていっても、出していけるのではないかなと考えております。そういったところで、多少現実的な

ところも踏まえた形で終了前後を分けた形にしていますけれども、その後についても、ガイドラインの記述を踏まえて、現状に基づいてのできる限りのことはやっていけるのかなとは考えている次第です。

○原科座長 そうすると、ここに書いているほど限定的ではないということですか。「確認に係る規定不遵守を指摘する異議申立が可能である」と非常に限定的に書いていますけれども。

○事務局（杉本） そこで確認して、その結果何か問題があれば当然アクションをとるといふところまで含めた形だと考えています。

○原科座長 今の御説明でよろしいですか。

○清水委員 ありがとうございます。

確かに今の規定であっても、モニタリング段階の遵守・不遵守は問えるわけですから、その段階での改善は図られると認識しています。ここで問題にしておりますのは、もともとの原因をたどればレビュー段階あるいは協力準備調査の段階で不備があったのではないですかということについて遵守・不遵守を問えないのですかという質問なのです。自分で説明していても少々心苦しいのですが、そのようなことをしても問題解決にはならないかもしれない。その事業の問題解決は今のガイドラインというか要綱でできるのです。では何のためにそれをしなければいけないのかというと、間接的な目的になってしまいますけれども、この事業で手続上の瑕疵なり何なりがありましたねと。したがって、そういったことをほかの事業でさせないようにしようというような波及効果があるのではないかとこの提言は出させていただいています。

○原科座長 そうすると、「ガイドライン上のモニタリング結果の確認をしている期間」というところは、モニタリングの終了までの期間に申立が可能であるというような表現にしてもらいたいということですか。

○清水委員 済みません。もう一度言っていただけますか。

○原科座長 限定的にしないで、モニタリングが終わるまでは異議申立ができると、そのようにコンパクトにしてもらって、趣旨としては、ここに書いてあることが中心だけでも、それ以外もできるようにしてもらいたいという提案ですか。

○清水委員 具体的な提言内容としましてはシンプルでして、「また、案件終了後は」というところの文章がありますけれども……、そうですね、「モニタリング結果の確認をしている期間において」という文章を1文目に持ってくる。済みません。ポイントとしては、

モニタリング結果の確認をしている期間においても、要は申立内容を限定するべきではないという趣旨ですので……。

○事務局（天田） おっしゃっているところは、（１）の「また、案件終了後は」の文章において、「ガイドライン上のモニタリング結果の確認をしている期間において」で、その次の「JICAのガイドライン上のモニタリング結果の確認に係る規定不遵守を指摘する」までを削ると清水委員がおっしゃっているようになると思います。

○原科座長 そうです。

○清水委員 ありがとうございます。

○原科座長 だから終了するまでということですね。

どうぞ、フロアから。

○一般参加者（田辺） JACSESの田辺と申します。

世銀とかADBの異議申立の案件なんかを見ていきますと、例えばカテゴリ分類が適切ではなかったとか、スコーピングで含むべきところを含んでいなかったとか、そういった初期段階での不遵守による指摘というのは結構多いのです。工事が完了して、例えば灌漑事業なんかですと、数年たってやっと川の流れが定まってきて実際に被害が起こってくるとか、そういったことも結構多い中で、実際にそういった被害が起きたときにきちんと初期段階での不備を問えるようにした方がいいというのは至極もったもなことだと思うのですが、そこができないというのはやはり疑問に思います。

○事務局（天田） それは事後的に初期段階での不遵守を問うてるということですか。

○一般参加者（田辺） そうです。

○原科座長 将来のためでしょう。

○事務局（天田） いろいろ状況が変わりますので、問題が発生したときに対応していく、これは必要なことではないかなと考えております。一方で、事業が完了してかなり時間もたった時点において、例えばステークホルダー協議をやらなかったとか、そういう手続上非常にクリアなところがある一方で、当時の判断としてカテゴリ分類が正しかったのかみたいところは必ずしもはっきりしない中で、当然その判断をした直後とかに、AにしないでBにしてしまったからちゃんとした環境レビューが行われていないし、EIAも行われていない、これは事業を実施する前に行うべきなのだという主張は非常に重要なところで、その時点ですぐに対応していかなければいけないと思うのですけれども、事業が終わってしまった後にそこにさかのぼってやるというのは、まさにその事業のためというより

は、清水委員おっしゃられた、同じようなことが起きないように。もしそれが間違いだったというのがわかるのであればということだと思えるのですけれども。ただ、そこは、私なんかが思いますのは、随分時間のたってしまった段階において遵守・不遵守がわかるというところでは必ずしもなく、我々がきちんとやっていないという御指摘なのかもしれませんが、そこはまさにその当該の事案についての遵守・不遵守で、遵守されなかったがために悪影響が起きているところの改善を考えるのだとすると、そこまでさかのぼって問うというのがどこまでコストパフォーマンス的にあるのかというのは正直疑問に思うところでございます。

○JICA（植嶋） 確認したいのですけれども、それは結果に基づいて事前の段階のいろいろな手続の無過失責任を問うということになるのでしょうか。だとすると、どういう因果関係で何が起きても、何か問題が起きれば全部調査段階の問題とされてしまうので、どこまで何をやったらいいかもわからなくなってしまうということになるのですけれども、そこはどういう因果関係を考えられているのでしょうか。

○清水委員 済みません、私、無過失責任というところの法的な意味は存じ上げないのであれなのですけれども、私たちが想定しておりますのは、例えば先ほどの火力発電所の例で申し上げますと、汚排水が出て漁業被害が出て、ではEIAをさかのぼってみようと思ってみたところ、汚排水に対する対策がなされていなかったという場合、本来火力発電所であれば当然見るべきところをJICAは見ていなかったということになるという趣旨でございます。

○JICA（植嶋） そうすると、やはり被害、損害との間で因果関係を立証されてという形になるのでしょうか。

○清水委員 そうです。

○JICA（植嶋） 過失を挙証されてという形になるわけですね。わかりました。

○JICA（岡崎） 2つだけ申し上げますが、もし私の理解が間違っていたら清水さんか田辺さんに御指摘いただきたいのですが、例えば世銀やADBのエリジビリティというのは、資金交付が終了もしくは95%の資金交付が完了していれば、以降はもう受け付けないのですね。それがいいか悪いかは別として受け付けないのです。そういう意味では、このJICAのドラフトというのは、世銀やADBのエリジビリティよりも踏み込んでいます。余り目立たないかもしれませんが、そうなのですね。

もう1つは、JICAの事業、これは円借款がどうしてもイメージされると思うのです

が、例えば、中さんがいらっしゃるので必要に応じてコメントしていただければと思うのですが、資金交付とプロジェクトの実態というのは表裏一緒に動くわけですよね。それで、プロジェクトは終了しました、試運転も終わって引き渡しも完了して終わりました、資金も完了しましたと。それ以降はプロジェクトの所有権も実施主体も日本ではないですし、ドナー側でもないですし、全部相手国の実施機関の責任において行われることになるわけです。その段階で出てきた異議申立を受け付け始めると、かつそれが日本の援助する側の瑕疵ではないかということまで広げてしまうと際限がなくなるということだと思います。

ですから、先ほども申し上げましたけれども、最後の救済手段として用意していくこのアカウントビリティメカニズム、異議申立手続というのは、本当に被害を受けた、被害を受ける可能性のある方に限定した救済の手続なので、いろいろほかのところで対策は立てますけれども、この手続における拡大の部分というのは非常に限定的に運用しているのが実態なのです。例えば商社も、契約上全部履行していったら、何か依頼があって追加的にサービスでやるということはあるだろうと思うのですが、それはプロジェクトの終了とは別の話になりますので、それを全部一緒にして議論するのは適切ではないと思います。

○佐藤委員 今の清水委員の御指摘は全くもっともだと思います。多分こういうことではないかなと思うのです。このプロジェクトについて事後的に初期段階での瑕疵が見つかるということは恐らくあり得ると思うのです。それについて当該プロジェクトを例えばチャラにしてやるということは、多分この異議申立制度の能力、制度の範疇を超えているのではないかと思います。ただ、それについて全く救済の道がないわけではなくて、法廷であるとかそういったことがいろいろ用意されていると思います。恐らく清水委員のおっしゃりたいことは、将来同種同様のプロジェクトが起きた場合に、二度と同じミスを繰り返さないように、いわゆるPDCAのサイクルをきちんと手当する必要があるのではないかなということではないかと思います。もしそういうことであれば、これは審査とは別の評価という部門できちんとやっていかなければいけない課題ではないかと思います。

○原科座長 だから、異議申立の仕組みとしてはこの形でよいと。ただ、そういうファンクションは別のもので満たすようにするべきだということですね。

○JICA (岡崎) まさに今の点でございまして、この制度の手続によってだれが守られるかという、これはあくまでも申立人なのです。気持ちはわかります。このプロジェクトから学んだ教訓を生かせとか、そういうことはわかるのですが、あくまでもこれは申立手続の話で、だれの訴えを守るのかという部分に限定した議論をしていただきたいと思

います。

○原科座長 このガイドラインは環境社会配慮のためのシステムですね。これをよくしていくことは大変重要なことですから、それはもちろんそういうことなのですけども、この異議申立手続の中でそこまで含ませるのは少し広げ過ぎではないかということだと思います。今の件はそのようなことでよろしいでしょうか。そのかわり、今の必要性は十分認識しましたので、それは別途ガイドラインの中で、レビューを定期的に行っていくというような形で対応するようにしたらどうかと思います。そういうこともここで結論を得たということにしてよろしいでしょうか。

では、異議申立に関しては今のようなことで、2点ございまして、1点目に関しては対応していただきましたが、2点目は原案のままとします。

○千吉良委員 1点目に関してなのですが、異議申立期間のエンドを最終報告書の公開までというふうにするのですが、いつが最終報告書の公開日かというのはあらかじめ通知されないと思うのです。そうすると、これが最後の救済手段ということを見ると、異議申立人にしてみれば、エンドがよくわからない、つまり予見可能性のないところでやっているということで、私は余りいいアイデアではないのではないかと考えています。例えば異議申立の準備をしていたけれども、最終報告書が出て、ああもう出ちゃったの、終わっちゃったねというようなことが起こり得ると思うのです。そういう意味で、異議申立人の予見可能性ということを考えたら、最終報告書案が公開されてから何日という方がいい案なのではないかなと。もし1カ月が短いということであれば、その日にちのところで調整するとか、そっちの方がいいのではないかなと私は思いますけれども、いかがでしょうか。

○清水委員 ありがとうございます。

予見可能性の論点はごもっともだと思う一方で、例えば1カ月を2カ月にする、2カ月を3カ月にするといった場合、恐らく円借款の迅速化の要請に反するような事態も出てくるのではないかという点が1点です。

2点目は、そもそもの異議申立手続要綱において、異議を申し立てる前に、申立人は実施機関、それからJICAと協議の事実を示さなければいけないということになっておりますので、申立人はその協議の中で、一体いつごろ最終報告書が出るのかということは聞こうと思えば聞けるのではないかと思います。

○原科座長 では、最終報告書の出る予定をちゃんと公表するとした方がいいのかな。

○千吉良委員 産業界の私とNGOの清水さんが全く逆のことを言っているような気がしますけれども、そういうことであれば、迅速化は我々にとっても非常に大事なので、ありがとうございます。

○JICA（植嶋） その関係で申し上げますと、通常、調査を開始して、コンサルタントを備上するときに公示というのを出示しますが、一般的にはその公示の中に大体のスケジュールを示しておりますので、これはいつごろというのはかなり早い段階からわかるような形にはなっています。ただ、調査をしている過程でどんどん変わっていくということはありますので、必ずしも当初の公示の内容どおりにいかないということもございます。御参考までに。

○原科座長 そうしましたら、ドラフトができた段階でそういうスケジュールを出していただくようにしたらいいのではないですか。ドラフトが出てきた段階でもわからなくなってしまうですか。もうその段階だったらそれはないでしょう。

○事務局（天田） 先ほど御指摘がありましたように協議の中で御説明していくということは、かなり具体的なものとして可能だと思うのですが、実務的には、全案件について最終報告書がいつですということ、そういう意味では結構重要なタイミングのことだと思いますが、その時点で誤りなく正確に公表するというのはやや難しいところもあるものと思います。例えば、あと1カ月でと言ったものが若干20日ででき上がってしまうと、まさに間違っただけになってしまうと思いますので。

○原科座長 それはいいんじゃないですか。1カ月と言ったなら、20日でできても、1カ月間受け付ければいいのではないですか。

○事務局（天田） あるいは、先ほどの迅速化の話のところとの話の順序のところがございますけれども、例えば最終報告書が掲載されてから何日という千吉良委員から御指摘のあったやり方もあるかと思うのです。その方がパブリック的な意味ではわかりやすい、極めて明確かなという感じはいたしますけれども。

○原科座長 そうすると、さっきはこの案で了解ということになったのですが、異論が出ましたので、どういう表現がよろしいでしょうか。最終報告書が掲載されてから期間をつける方がいいですか。

○千吉良委員 事前に最終報告書の公開日が示されるということであれば、原案どおりでいいと思います。

○原科座長 だから、安全側に寄せておけばいいでしょう。延びてもしょうがないもので

すから。

○千吉良委員 ええ。確かに1カ月とっておいて20日ですべて出してしまうというのはまずいと思います。

○原科座長 そうしたら、最初から3週間で出ますと言えばいい。そういうことはないんじゃないですか。

○事務局（天田） それよりは最終報告書からという方がいいのかなという感じがします。

○原科座長 では、最終報告書が出てから1カ月とかしますか。

○JICA（植嶋） ただ、最終報告書に反映することはできなくなってしまいます。

○原科座長 そうですね。だから、やはり最終報告書のでき上がるタイミングを示していただくのがいいのではないですか。どっちみちこれは1カ月ぐらいは経過することを前提にしているわけですから、1カ月以上のタイミングに設定すればいいのではないですか。それで、1カ月でできそうもなかったら、2カ月後に出ますよとか、3カ月とか。そういうのはそんなややこしいことではないですよ。逆に、20日でできたからといって20日で終わらせるのはまずい。周知期間が短すぎて。最低1カ月は必要でしょう。今の規定で1カ月と決まっているのだから。

○JICA（植嶋） 業務フロー上は、正確にどの時点で最終報告書が公開されるというのを言えるか、ちょっと……

○原科座長 いや、もう案を出すのだから、そのときに言えばいいのです。ドラフトが出るときに。ドラフトが出るときはもうファイナルステージなのだから。

○JICA（植嶋） ドラフトが出る段階で恐らく助言委員会にかかることになると思いますが、助言委員会でいろいろな御議論がなされて、またそれを反映していかなくてはいけないということもあり得るので、なかなかドラフトの段階で予見することは難しいのかなという気もしているのです。

○事務局（天田） いずれにしても、異議申立が仮にあつて、そこからプロセスを経てということになってまいりますので、最終報告書に反映する、反映しないというのはまた別の話だと思います。ということを見ると、最終報告書から1カ月なりというところがよろしいのではないかと思うのですけれども。

○JICA（植嶋） 確かに、最終報告書に反映しなくても、異議申立期間の終期を決めるということはあるのかなと思いますので、そういう意味で最終報告書プラス1カ月ということでも構いません。

○原科座長 いかがでしょう。そのようなことでよろしいですか。

○千吉良委員 また迅速化の話になってしまうのですけれども、最終報告書案から1カ月というのが最終報告書になって、そこからまた1カ月なのだとすると、どんどん後ろ倒しになってしまうので、やはり最終報告書あたりにするようなことで事前のノーティスが可能な方法というのが私としてはありがたいのですけれども。私としてはどうか、私の考えでは。要は事前のノーティスがあるということが一番大事で。

○高見委員（代理：佐々木） 完全なる折衷案なのですけれども、「概要が掲載されてから1カ月が経過するまで、または最終報告書が掲載されるまでのいずれか遅い方」という規定であれば、予見可能かつ最終報告書が出るまでに延ばそうというもとのNGOさんからの御意見を両方踏まえた案になるのではないかという気がするのですが。

○千吉良委員 とてもいい案だと思います。

○原科座長 今のでいいですか。最低1カ月ある、それで最終報告がまだ出なければさらに延びる、しかも協議のプロセスで大体の見当もつくだろうと。おまけがつきますね。だから、案が出てから最低1カ月はある、場合によってはそれ以上もあり得る。最低1カ月と今決まっているわけですから。だから、現行のものを、少し余裕を持たせたという格好ですね。

どうですか。

○高梨委員 異議申立が出ると、業務フローはそこでストップになるのですか。

○事務局（天田） 異議申立が出たからストップだということでは決まってございません。そのときの事案によるところもあるかと思うのです。ですから、異議申立をもってとまるということにはなってございませんが、物によっては、事前にいろいろ議論してきた中でこれは問題があるなといったようなものが異議申立で出てきたときに先に進めるかという話と実務的には別でございますので、事案として全く問題ないと判断できるようなものが異議申立を出すことによってとめられるというような仕組みではございません。

○高梨委員 ドラフトファイナルを出したときに異議申立があったときに、もし業務をとめるのでなければ、ある一定期間たった後はファイナルになるということで、異議申立を特段反映するというのでないのであれば、少なくともテクニカルな意味の作業は進めていってしまうということですよ。それで最終報告書を一応終わらせると。業務としてはそのように進めるわけですね。

○清水委員 私は、そこは理事長の判断次第なのかと思っています。つまり、審査役が報

告をして、ほかの二者からもコメントをもらい、その後総裁がどう判断するかということだと思いますので、それはケース・バイ・ケースなのではないかと思いますが、高梨さんがおっしゃったような、プロジェクトをとめる、あるいは調査を中断するということを前提にしたものではないということは、それはそのとおりだと思います。

○原科座長 この件はそのようなことになりますか。とめた方がいいかどうかというのは、審査役が助言して、理事長が判断すると。

○事務局（天田） 審査役から理事長への報告と申しますと、当然異議申立があったところで、理事長も含めまして、こういう異議申立があったというところでは出てまいります。それから、審査役の判断というところになりますと、審査役としてはまず予備調査を行うというところがございます、これが受理から1カ月以内。それから、先ほどございましたように、受理から3カ月で審査といいますか、中身の調査を行うということがございます。したがって、理事長にこうすべきだという審査役からの調査結果が行くのは3カ月ぐらいかかりますので、物によってはその前の段階で、JICAとしての判断をする場であろうかと考えます。ですから、調査の報告書と、実際にどういうアクションをとるかというのは必ずしも一致してこないところがございます、例えば先ほど高梨委員から御指摘あったように、コンサルタントさんのお仕事としてはこの段階でおしまいですねということで最終報告書にさせていただく部分があるかと思いますが、一方で、ではJICAとしてそこからどういうアクションをとるのかというのはまた別でございます。そういう中で、理事長の判断ということになると、この手続要綱上の話としましては、異議申立審査役が調査を行って調査結果が出た後、それで事業部からのどういう対応をとるかというところが出てきたところで、理事長がそれを踏まえて判断するということになっております。

先ほどのまさに報告書の方のところなのですけれども、基本設計調査報告書案概要というのは、これは言葉としてはJICAの現在のものをそのまま持ってきた形になっているのですが、今、協力準備調査の形になってございますので、実は基本設計調査報告書という言葉では使われていない形になってございまして、そのあたりも考えますと、ガイドラインでも使っている最終報告書というところを基準にして考えるのが最も適当かなというところも先ほど申し上げたところでございます。

それで、先ほどのどちらか遅い方という御助言だと、最終報告書から1カ月よりは早いということですね。一方で、(2)が外務省が行う無償資金協力のJICAの調査、(3)が開発計画調査型技術協力ということで、後方にすぐプロジェクトが想定されてい

るものは（２）の方になってくるわけでございますけれども、この（２）の方で申し上げさせていただきますと、最終報告書があつて、それから検討が行われるところでございますので、１カ月間というところがあつても、必ずしも後ろのスケジュールなりを、そこでまた異議申立があれば当然変わってくる可能性がございますが、異議申立がその間にあり得るといふか、異議申立期間になっているからといつて（２）を最終報告書から仮に１カ月にしたことによってスケジュールがずれてくるということにはならないかと考えてございます。

○原科座長 それでは、（２）、（３）ですけれども、結論としては高見委員の御提案のような形でよろしいと考えていいですか。最低１カ月は確保する、それ以上もケース・バイ・ケースであり得るといふ考え方ですね。それは両方が合意していることは基本的に異存ないと私は勝手に理解していますけれども。だって、もともと原案で１カ月と書いてあるわけだから、１カ月は必要といふのは認識しているわけですよ。それより長い場合もあるからといふのでNGOの提案も了解されたわけでしょう。だから、どっちか長い方という表現でいいんじゃないですか。

○事務局（天田） 先ほどの報告書の名称の件もありますので、事務局で整理させていただきます。

○原科座長 それは直しましょう、明確になるように、ちゃんと整合するように。

それでは、きょうは時間があと５分しかございませんので、ここでストップします。私は、できたらきょうはすんなりいきたいと思つていたのですけれども、やはりなかなか難しいですね。極めて残念でございますが、もう１回やらなければいけないですね。それで、最悪の場合を考えて、リスクマネジメントではありませんけれども、一応次のタイミングは用意していただきました。事務局、御紹介ください。

○事務局（杉本） 次の日時でございますが、来週の９月９日の午前中でございます。時間、場所については後ほど改めてメールで連絡させていただきますが、問題なければ開始は同じく９時半で、場所が、今確保できておりますのが、麻布十番にありますJICAの研修所なのですけれども、ほかの交通の便がいいところが見つかりましたら、そちらの方がよろしいかと思つたので、場所は改めて確認させていただきます。

○原科座長 では、今度は第３０回で、そこで本当にけりをつけたいので、９時半スタートで、きょうぐらい、３時間ぐらい覚悟していただいた方がいいですね。そうしないとまたもう１回やらないといけない。

○事務局（杉本） 時間の幅の方は確保できていますので。

○原科座長 私は個人的には非常にぐあいが悪いけれども、3時間頑張らしましょう。それぞれ皆さんお忙しいと思いますけれども、もう1回おつき合い願って、そしてパブリックコメントに参りたいと思います。

それから、英語の訳の話がこの前しましたね。英訳はどんな状況になっていますか。

○事務局（杉本） 英訳につきましては、ガイドラインは一通り内部での作業をやりまして、今もう一度見直しをかけて詳細をチェックしております。異議申立につきましては並行してつくっておりますが、ここでいろいろと変わるところも出てくるだろうということ、御議論の結果を踏まえて英文の方は直しを入れたいと思っております。

○原科座長 ガイドラインが大体できたのなら、次回出していただいてもいいのかな。

○事務局（杉本） そうですね。ちょっと進捗状況を確認いたします。

あと、そのときのドキュメントの形態なのですけれども、同じように三段表というか、JICA・JBICの現行のものと比較してというような形にしておく必要はありますでしょうか。

○原科座長 それはしなくていいんじゃないかな。大変ですね。でき上がったものだけでいいと私は思います。かえってこんがらがってしまうから。これは作業は大変でしょう。でき上がったものでよろしいですね。

それでは、きょうはこれで終わります。どうもありがとうございました。

午後12時28分 閉会